

## 第3章

# イランにおける国民国家形成の問題 ——中央・地方および都市・農村の関係をめぐって——

### はじめに

中東における歴史や現状に関する研究者の関心が、近年、中央から地方へ、また中央と地方の関係へと移ってきているように思える。地域史や社会史はこの傾向の一つといえるが、これには近代化論や政策主体に偏した戦後の研究傾向への反省があったといってよい。言い換えれば地方からの視角と発想が求められているのであり、本稿も、こうした流れを踏まえ、イランの政治と経済社会の構造をめぐるこれまでの研究成果を中心・地方関係から見直すことをねらいとしている。

特に重点をおくのは農業関連の諸政策の問題である。大戦間から戦後にかけて中央権力が最重要課題としたのは国家統合と近代化・工業化であり、このための資金はトルコやエジプトと同様に農業部門から調達されていた。農業は国家的蓄積の源泉をなしていたといってよい。民間の資本形成が進むまでの間、国家は地主階級と同盟を結んで農業余剰が国家に蓄積されるようなシステムが編成された。

1960年代の農地改革は民間資本の発展のための制度的基盤の形成を目的としていた。農業生産力の発展と労働市場の形成さらに農民経済の発展による国民的市場への編成が求められ、このために地主制は廃止され、農業の近代化が図られたのである。しかし、間もなくオイルショック後の開発ブームで

生産力主義に基づく合理主義が農政においても追求され、農村の解体による大規模な企業的経営の編成という農業再編政策が打ち出されることになる。この一連の過程は後進国型の蓄積形態といってよいし、国民国家形成の屈折した道筋といっててもよい。

しかしこれを農村の視座からみるとかなり違ったものとなる。農地改革までは地主は土地の所有者であると同時に支配者でもあり、この地主の権限を支えたのは背後で牙をむく国家の暴力装置であった。農民は国民意識の乏しい貧しい階層であり、このために農村市場の発展はみられなかつたのである。このレベルでみればイランは未だ国民国家の体制を整えてはいなかつた。

農地改革によって農民の生活は豊かになり農村市場は活発化した。村には議決機関としての村委会が制度化され村長も民主的手続きで選ばれるようになって自治が復活した。しかし、地主の退去後には行政や警察が直接に村の中まで入り込み、農村では開発がすべてに優先し、村の土地が次々に囲い込まれて農場に変わり多くの農民が土地を失つた。農民は相変わらず脆弱な権利しか保障されなかつた。国家はやはり農民の前では権力であることに変わりはなかつた。

つまり、中央にとっての農業制度が国家的蓄積のための制度として認識されていたのに対して、農民にとっては国家の暴力と村の解体の問題であり、国家と農村および農民の関係そのものが近代イランの構造を示すものであったといってよい。したがつて、国家と農村の関係を見る二重の視角は、中央と地方の関係を見る視角ともなりうるのである。

ここでは、19世紀後半からイラン革命の前夜までに時代を限定し、中央の進める国家統合と蓄積の諸政策、これに対する地方、農村における対応を重層的な構造として描くことを試みた。特に地方を特徴づける都市と農村の構造、または中央のインパクトによるこの構造の変化に焦点を据えた。記述は四つの時代に区切り、各時代の構造的特徴を摘出する方法をとつたが、同時に筆者が1973年から78年にかけて調査した南イランのマルヴダシト地方の具体的事例を対応させるスタイルをとつた。

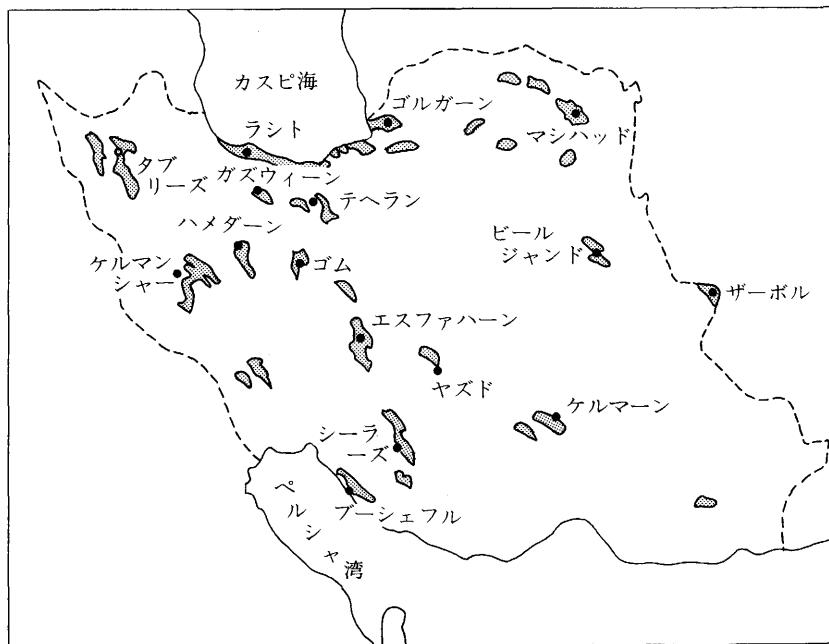
## 第1節 19世紀後半における中央と地方

### 1. 中央・地方の構造

#### (1) 地方の2類型

ドイツのチュービンゲン大学で編集された農地分布図をみると、19世紀のイランの農業は今日以上にオアシス農業の特徴をもっていたことがわかる。乾燥地と半乾燥地が圧倒する自然環境においては農業生産は地域の水の条件によって強く規定を受け、すぐれた農業地帯は地表水や地下水に恵まれたオ

図1 19世紀の主要な農業地帯と都市の立地



(出所) A. Birken, *Tübingen Atlas des Vorderen Orients*, Universität Tübingen, BIX15, 1986.

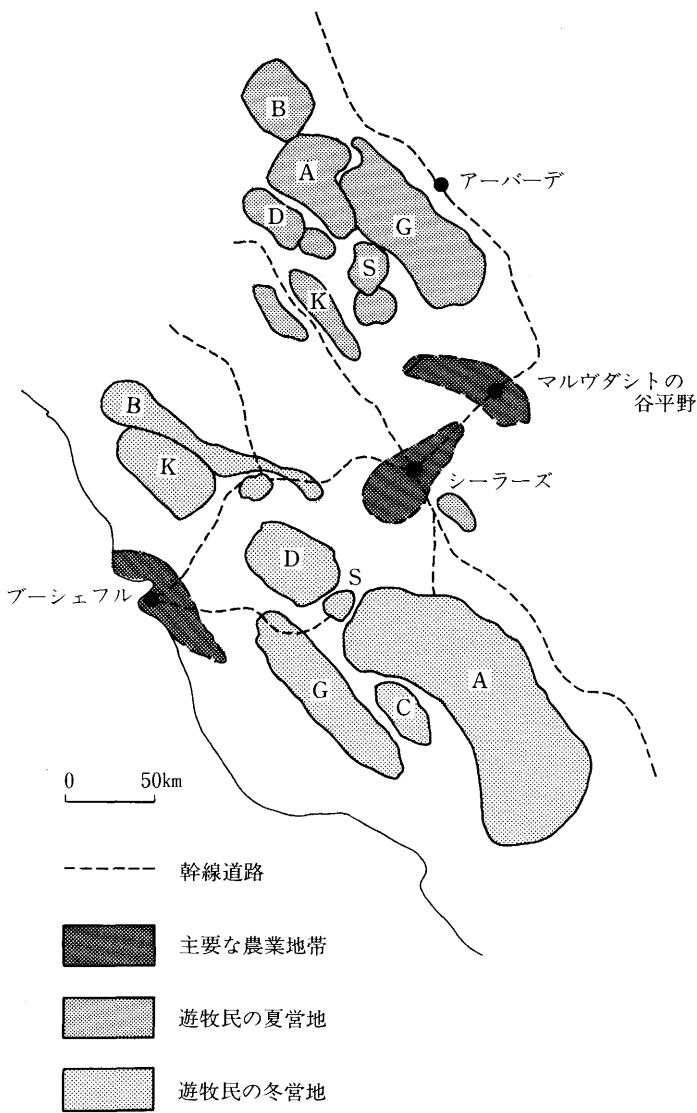
アシスに偏在していた。もっとも、農地はオアシスに限定されていたわけではない。山間部には谷合いの水を利用した農業が、また比較的降水量の多いところでは天水に依存したドライファーミングが営まれていた。ただ、19世紀には人口が少なかったため農地は農業の限界地まで至らず、したがって農業生産にオアシスの占める比重は今日よりもはるかに高かったといってよい（図1）。

都市もその多くがオアシスに分布していた。人口2万5000人以上の都市は19世紀半ばに11を数えたが<sup>(2)</sup>、そのいずれもが水利に恵まれた農業地帯に立地していた。都市は政治や宗教また地域経済の中心として機能し点在するオアシス間の商業交易の地方におけるセンターをなしていたが、社会的生産力の軸は農業にあり、都市はこの生産力に依存することで大きな人口を養いえた。

19世紀におけるイランの地方の分布がオアシスの分布に相応するという地理的特徴は、地方の社会構成とその性格をも特徴づけることになる。沙漠と半沙漠また山地がオアシスを中心とした地方を外部世界から遮断し、ここに地域的個性を付着させる。本書第1章で鈴木は、地方の孤立性とこれが生み出す地域個性をガズヴィーンの景観から説明する試みを行なっているが、地域性はオアシスを閉じた空間とする自然環境によって強められたといってよい。

都市と農村で構成される閉鎖的なオアシスはステップまた沙漠のなかに島のように点在する文字どおりのオアシスであるが、周辺に広がる半乾燥地のステップにはこれとは別のコミュニティーが成立していた。ここでも山合の湧水や天水に依存する農業がみられたが、人口が今日の5分の1以下であった19世紀には主として遊牧民の生業の場として重要性をもっていた。イランにおける遊牧は、図2にみるように部族が放牧権をもつ二つの放牧地を季節によって移動する形態をとっていた。この形態は今日もほとんど変わらず継承されている。この間の距離は100キロないし数100キロにおよび、移動経路はしばしばオアシス地域を横断した。そして、空間的な広がりをもつ遊

図2 南イランのガシュガー一族の冬营地と夏营地



(出所) P. Oberling, *The Qashqā'i Nomads of Fārs*, The Hague•Paris: Mouton & Co., 1974, p. 256.

牧民の生業の場は、部族エリートを頂点にヒエラルキー構造をなす部族組織によって護られ維持された。つまり、19世紀のイランは社会の構造を異にする2種類の地方からなり、この二つが遊牧民の移動経路で交叉していた。

都市と農業村落からなるオアシス社会とステップ地帯を生業の場とする部族社会とは、交易などの交流はあるがコミュニティーは本来的に別のものであるといってよい。しかし、19世紀には、部族社会がオアシスの内部に入り込んでおり平和的に住み分けていたわけではなかった。部族エリートはしばしば都市に居住してオアシスの農業地帯の一部に領主権を主張していた。南イランのオアシスの一つであるマルヴァダント地方の事例でみると、19世紀の半ばには灌漑農業地帯と部族遊牧民の放牧地が併存し、とくにこの北西部一帯にはエイナール、バハールルーというトルコ系遊牧民部族の夏営地があつた<sup>(3)</sup>。ここはササン朝の時代に建設されセルジューク朝期に再建された堰から農業用水を引くすぐれた農業地帯であったが、少なくとも19世紀半ばには部族が用益権をもって管理する放牧地化していたのである<sup>(4)</sup>。部族エリートがこの地方の東南部に当たる農業地帯においても領主権を主張していたのかについては知りえないが、部族の領域がオアシスの一部に入り込んでいたことは確かであった。

## (2) 中央の地方支配システム

この二重の構造をもつ地方を中央権力はどのように統治し国家として統合を図っていたのか。中央権力は国境で区切られた領域に支配権を主張し、地方を支配し管理するシステムを成立させていた。このシステムについては部族社会の構造やアジア社会論などから多様な接近が試みられてきた。とくに、小宇宙的な共同体のモザイクと大規模な治水と利水事業に基づく専制的な中央権力の構造で説明したマルクス・エンゲルスのアジア社会論は、その後イランにもしばしば適用された。しかし、オアシスや周辺の遊牧地帯は自立性の高い地方であったから、中央集権的な支配のシステムは本来なじみにくい。オアシスにおける水利施設は地方的に管理可能なものであったから、水の管

理が中央によって独占されるということはなかったのであり、こうした理論は本来的にイランには適用しにくい。まして遊牧民部族に対して中央権力が直接的支配を及ぼしたことは少なくとも前近代にはなかったといつよい。オアシスよりもはるかに広大な空間を放牧地として移動する遊牧民社会を管理し統合することは実際には不可能であった。このため、中央の専制権力の存在を認めるとしても、水力社会論とは異なる論理で説明する必要があった。この試みを行なった一人アブラハミアンの場合、水利社会と小宇宙的共同体の存在というエンゲルスのアジア社会の二つの要素のうち後者に限って適用し説明した<sup>(5)</sup>。彼は、19世紀のイランは社会、宗教、言語のモザイクからなり、個々のモザイクをなす共同体が相互に対立するゼロサム的な関係にあつたために、中央はこのバランスの上に聳立し巨大な軍や官僚機構を抱えることなく専制的権力を発揮できたと論じた。諸共同体間の分裂と相互の抗争が彼の言う「専制主義なき専制君主」の成立根拠であり、中央一地方関係でいえば、分裂し孤立する地縁、血縁の集団で構成される地方に、脆弱な支配機構しかもたない中央権力が聳立する姿として描かれたのである。

アブラハミアンの論には多くの難点がある。中央の君主は専制的といえるのか、また専制的であるとしてもこれをイランの固有性と結びつける根拠に乏しくないかということである。しかしそう大きな問題は、彼の描くモザイクには小さな共同体がはめ込まれ、この対立の側面のみが強調されており、水利によって成立する農業社会と都市が関係する地方の構造が抜け落ちている点にある。地理的条件の適用に恣意性がうかがえる。自然是水利の条件が社会と生活を規定し、この地方的構造が地方を一つのまとまりある社会としてそこに個性を与えてきたのであり、中央による地方支配のシステムもまた地方の構造に規定を受けたと考えるのが妥当と思われる。

### (3) オアシス都市の地方権力と中央

地方の場から中央と地方の関係をみるととき、中央と地方都市、地方の都市と農村という重層構造で捉える必要がある。というのも、農業地帯を生産力

基盤とした地方の中核には都市があり、イランでは地方は、政治的、経済的功能が集中した地方都市で代表させることが一般だからである。19世紀には農村は都市に居住する多様なエリートによって所有・支配され、村は農業余剰の収奪の場であった。

このエリート層の構成は地方によって違いがあったようである。部族エリートの勢力が地方的な実権者である場合も、ビールジャンドのように地方の豪族が周辺の土地を集積し地方の経済権益を握って名士として権力を振るう場合もあった。またタブリーズのように中央から派遣された知事や官僚が地方エリートとの関係で相対的に強い権力を有していたところもある<sup>(6)</sup>。ファールス地方の19世紀の地方史ファールスナーメ (Farsname-ye Naseri) に依拠して都市シーラーズの名家と地方社会を分析した近藤によると<sup>(7)</sup>、家系の継続が名家の条件であり、半数はガージャール朝以前の系譜をもち、主要な官職はこの家筋から輩出され、地方行政の主要な位置を占めた。名家にはガシガーヤーなどの部族のエリートや地方に大規模な土地を所有する名士層が含まれた。これらの在地勢力は権力闘争によって勢力を拡大し、また敗者はその土地を没収されたが、中央から派遣された知事の首をすげ替える力をもつことがあった。1848年にガシガーヤー部族の名家と有力名士が知事を追放したときには、短期間に1万500の不正規兵を集めることができたという。

ここから知ることは、首都のテヘランは官僚群と軍を抱えた国王による支配の中枢をなしたが、地方の官僚群は国王直属の家産的な官僚と地方権力層からなる官僚と出自を異にする二つのグループで構成されていたことである。中央が知事や官僚を地方に派遣し王権による統治権を主張したのに対して、地方には王権によって認められ地方に実質的な支配力をもつ権力層が存在した。地方都市は中央の管理下にあったが、名士層や部族エリートは在地官僚として実質的な権力を誇っていた。彼らの勢力の根拠は数多くの村の支配と都市の様々な経済活動また部族的統率力にあり、その家筋の成員が官職につくことで家としての財産なり地位が保たれた。

地方権力の実体が部族的なものか非部族的な地方名士層にあったかについて

では議論がある。ある推計によって19世紀半ばの人口と人口構成をみると、総人口が1000万前後、その構成は都市民が20%，農民が55%，遊牧民が25%である。また、村の数は1万、部族数は200以上と推定されている<sup>(8)</sup>。部族社会は遊牧民と農民の一部で構成され、オアシスではなくむしろその周辺に位置する広大な放牧地と分散的に存在する一部の農地を主たる生業の場とした。ケディーは、こうした部族民がオアシスの外側の空間を生活社会の場としていたにもかかわらず、ガージャール朝の時代を法制史上の部族封建制と規定し、部族エリートの地方に対する支配関係を重視した<sup>(9)</sup>。彼女自身はこれに子細な説明を加えていないが、おそらくは部族エリートが非部族社会であるオアシスの農村地帯にも支配の網を被せていたその実体に注目したと想定される。

それでは、部族エリートは農業社会をどのように支配したのか。この点は必ずしも明確ではない。ラムトンはイラン西部のクルド地域の事例をあげているが、これは部族エリートの親族や配下による領主的支配を想起させるものである<sup>(10)</sup>。「領主」は村に居住する在地領主であり村を管理し地代を徴収するが、その権限は必ずしも強くなく、また部族エリートによって容易に剝奪される。ここから、部族エリートのもつ上級領主権と村落の直接の支配者の下級領主権とが重層構造をなし、この重層構造によって部族エリートは部族地と支配の網を被せたオアシス農村とに支配権を及ぼす構造が浮び上がる。

## 2. 土地関係の変容と中央・地方関係

### (1) 国有地の拡大と下賜地

しかし、この事例をもってイラン全体に一般化することには無理がある。部族勢力が地方に割拠した18世紀の説明として有効であるとしても、ガージャール朝の安定期である19世紀半ば以降の説明としては問題が残る。むしろ、中央と地方の関係の変化によって地方の構造もまた変化したと考えるのが妥当であろう。ターナーは、中央権力が弱体なときには地方において部族

エリートなどの地方権力が自立化して封建的な土地関係を土台とした分権的な関係が優位となり、中央が集権的な支配力を回復すると官僚制による支配力を地方に強めて専制体制が強まる可塑的な関係があったと説明した<sup>(11)</sup>。19世紀のイランは地方に対して中央による集権化の政治的、経済的な圧力が強まり、直接的な支配の領域が侵食し拡大する傾向が進行したと考えられるからである。中央権力は分権的な部族などの地方勢力との闘争を積極的に展開し、征服と強奪、反乱や税の滞納を理由に土地の没収を進めた。また地方勢力間の対立関係を利用した土地の没収もしばしばなされ、これらの土地は国家=国王の所有地であるハーレセ地に組み込まれた。イーストビックによると1861年にハーレセ地は国土の3分の1を占め、またいくつかの報告書によると2分の1前後を占めたとされている<sup>(12)</sup>。このハーレセ地の拡大を中心と地方の関係でみると、分権的かつ封建的な領域に中央の直接支配の領域が食い込み拡大したことを表している。農業地帯に限ってみると、部族エリートや名士層が領主権を主張できる村落域が減少し、逆に中央が直接的に把握し徵税する村落が増加したのである。

中央集権化は国土の半ば近くを占めるまでに拡大したハーレセ地における中央の村落管理のシステムからも窺える。ラムトンはハーレセ地における土地関係を次の三つに分けている<sup>(13)</sup>。

- (1) 国が直接支配し、村長が税を徵収する責務をもつ土地、
- (2) 官職をもつものが税を徵収し、その一部が俸給として下賜された土地、
- (3) 個人に徵税権を下賜された土地。

このうち、(1)は村を国家が官僚機構によって直接支配し徵税する文字通りの直轄地である。しかし、この割合は比較的小さく、トゥユールと呼ばれる(2)と(3)の比重が高かったといわれている。トゥユールは本来、国王による下賜を意味し、官僚に収入を与える制度であるとともに、この保有者が農民から徵収した生産物の一部を税として国に納める一種の歳入割当てでもあった。上級官僚は通常一つないし複数の村をトゥユールとして保有した。しかし、土地は譲渡されたわけではないので相続権と必ずしも結びついてはいなかつ

た。また、シーラーズではインド人商人が一つの村にトゥユールを与えられた記録があり、必ずしも官僚にのみ下賜されたわけではない<sup>(14)</sup>。つまり、ハーレセ地は地方権力の領有地とは相違し、中央の直接統治の可能性をもつものであったといってよい。

## (2) 商業的農業の展開と地主制

しかしながら、ハーレセ地の拡大とトゥユール地の増加が中央と地方の関係を大きく変えたとは考えにくい。というのも、上級官僚の中には地方の名土層や部族エリートも含まれ、トゥユールを取得しこから経済的利益を得ており、地方権力の利害と必ずしも対立するものではなかったからである。また19世紀後半にはトゥユールは実際には私的所有権化する傾向がみられた。地方の名土層はあくまで健在であり、商業的農業の発展の契機が与えられたことで土地を集積して蓄積するチャンスはむしろ増加したといえる。

商業的農業は、一つには1930年代以降の貿易構造の変化、また一つにはこれと関連した国内外における農産物市場の拡大を契機に展開した。1820年代にロシアおよび西欧諸国との間に通商条約を締結して自由貿易を受け入れると<sup>(15)</sup>、イランは西欧を中心に拡大した資本主義世界にその周辺部として包摂されはじめた。この結果、大量生産システムを成立させたイギリスの工業製品が大量に流入し、他方で農産物が市場を海外に拡大して輸出を伸ばした。また商品経済の広がりによって国内市場も拡大し、農業生産を土台とする地方の経済は内外の市場に接近を開始することになる。1860年代以降、輸出の主要項目をなしたのはアヘン、生糸、綿花、米、乾燥果実である。20世紀初頭にかけて輸出量は大きく伸び、アヘンが中国に、綿花と米がロシアに市場を見いだすと、貿易港にアクセスをもつ地方には特産地が形成されるようになった（表1）。アヘンの原料であるケシでみると、1860年代末にヤズド、エスファハーン、ホラーサーンで生産を伸ばし、70年代末にはこれにシーラーズ、ネイリーズ、ケルマーンなどの地方が加わった（表2）。また、綿花は都市や農村の綿織物生産の原料としてほとんどの地方で生産されていたが、

表1 1889年におけるイランの輸出入の品目構成(%)

輸入		輸出	
品目	構成比	品目	構成比
綿製品	47.2	アヘン	25.7
絹・毛織物	14.6	生糸	18.3
砂糖	7.9	綿花	6.7
香料	7.4	穀物	16.7
ガラス製品	2.8	乾燥果実	8.6
茶・コーヒー	1.8	たばこ	4.3
鉄・金属製品	2.0	カーペット	4.1
その他	16.4	その他	15.6

(出所) G. Curzon, *Persia and Persian Question II*, London: Frank Cass & Co. Ltd., 1966 (second impression), p. 559.

表2 ケシの生産量  
(単位: シャーマン)

	1868/69	1897/80
ヤズド	7,500	15,000
エスファハーン	5,000	37,000
ホラーサーン	1,400	14,000
カーシャーン	250	
テヘラン	200	
ケルマーン	150	4,500
ヘラート	1,000	
シーラーズ		20,000
ネイリーズ		6,000
カーゼルーン		1,500
シューシタル		1,500
計	11,500	99,500

(注) 1 シャーマンは5.94キログラムに相当する。

(出所) 1868/69年については R. Thomason, "Memorandum on Opium Trade of Persia, 1869", in Issawi ed., *Economic History of Iran 1800-1913*, Chicago: The University of Chicago Press, 1971, p. 241, 1879/80年については *Report on the Administration of the Bushire Residency, Culcatta*, 1874.

1870年代に入ると特に北部や中部で輸出向けの生産が開始された。農業はもうかる産業となり、ケシの単位面積当たりの収益は1870年頃に小麦の3～6倍に達したといわれている<sup>(16)</sup>。また、国内市場の拡大は小麦などの需要を高め、小麦の価格は上昇して都市の消費者の家計を圧迫した。とくに1870年から71年にかけて小麦価格は暴騰し、小麦の「退蔵・価格操作が大々的に行なわれ、これが価格の異常な高騰をもたらした。ここで主役を演じたのは大量の小麦を所有する穀物商・大地主たちである。その中には、知事はじめ政府高官や有力な聖職者も含まれていた」<sup>(17)</sup>という状況からも分かるように、価格操作で土地投資が高い収益をもたらした。農産物を商品化するチャンスが土地やトゥユールの所有者にめぐってきた。都市の上層が土地の所有に熱意を示した動機としては、土地を所有することが都市における所有者の権威を高め、このことがまた様々な権益と結びついたことをあげることができる。しかし、土地の所有が高い収益をもたらしたことでも大きかったのである。

こうした土地取得の動機によって、19世紀後半にはハーレセ地の売却が頻繁化してトゥユール地の私有地化が進んだが、これにはまた国の財政危機も影響した。繰り返された戦争、王族の奢侈的生活、これに金の枯渇が加わって財政赤字が恒常化し、ハーレセ地や徵税請負い権の売却が財政収入確保の手段とされたのである。ハーレセ地は地方勢力や都市のエリートである官僚、軍人、商人によって保有されて地主化が進み、農業余剰は地主によって市場にもたらされ蓄積された。ここで注目すべきは、地主化したのが地方の名士層を含む都市のエリートであり、村落の農民ではなかったことである。

19世紀後半における地主制の構造に関しては、わずかな個別事例でしか知ることができない。このうち、南イランの二つの村に関するイギリス領事報告には<sup>(18)</sup>、小麦のほかに綿花やケシを生産する農業経営者として立ち現れた地主と雇農化し一部に季節的な契約労働者化した農民の姿が記録されている。いずれの村も不在地主が村を単位に土地を所有し、小麦の場合、地主は土地と灌漑用水を所有、生産要素である種もまた地主によって提供され、地主と農民が農業生産に提供した生産要素に応じて収穫を分ける分益制がとられて

いた。また、ケシ栽培では農繁期には村外の労働者が雇用され、賃金は作業ごとに計算されていた。農耕方式や農業労働の編成の面からみると、それ以前の村落共同体のそれと変わることがなかったが、経営の面でみると地主主導の経営であり、農産物はおもに地主によって市場に供給された。村落共同体はすでに解体していたといってよい。これは一つの事例にすぎないが、農産物の商品化に敏感に反応し経営に関心を示す地主の姿が浮び上がり、この時期に市場にアクセスできる地主が商業的性格をもっていた事実を知ることができるのである。このように、封建地主やトゥユールの保有者は商業的利益を求め経営に関わる地主として新たな社会構成を形成した。都市において手工業ギルドや商業組織が官僚機構の管理から次第に自立して蓄積を始めたように、農業社会をめぐる関係も地主制の展開によって変化をみせたのである。

## 第2節 レザーシャーの地主王政と中央・地方関係

### 1. 中央集権政策と地主制の発展

#### (1) 立憲革命の限界とレザーシャーの近代化政策

水利を基盤とした農業社会とその中核としての都市がオアシスを構成し都市が農村を支配するという地方の構造は、1906年の立憲革命によっても大きく変わることがなかった。この革命が国民主義のイデオロギーに根ざしていたことは否定できない。しかし、革命後の政治権力の構造からみる限り、土地権力ともいるべき地方の有力層はその権限が否定されたわけではなく、近代的な法制度のもとで保障されさえした。例えば、土地や徵税権を下賜する制度として広がったトゥユール制は革命後に廃止されたが、これはトゥユール保有者の権限の停止を意味したのではなく、一般には売却などによって所有権として認めるという内容をもつものであった。また、憲法では私有財産

の不可侵性が宣言され、1922年には登記局が設置されて既存の地主の所有権の安定化が図られた<sup>(19)</sup>。したがって、しばしば論じられてきたような立憲革命を日本の明治維新のアナロジーとでとらえる観点には注釈を要するのである。都市の有力者を構成した土地支配層が近代的な法制度によって衣替えのチャンスを得た一方で、農民的な土地所有はまったく認められなかつたのである。革命のもつこの限界が、次にみるように革命の継承者であり破壊者でもあったレザーシャーをしてイランを地主王政の国家へ編成せしめる契機をなしたのである。

レザーシャーは国家統合を目指し近代化を指向した点で、同時代のトルコの指導者ケマル=アタチュルクと類似している。この両者が登場し活躍した時代は、第一次世界大戦後のいわゆるブロック化によって世界の再編が進み、また世界恐慌とネップ期ソ連の経済発展によって、植民地化を免れた国々にとっては政治的かつ経済的な自立化のチャンスがめぐってきた時代といつてよい。ともに1920年代末から30年代初めにかけて関税自主権の回復に成功し、国内的には国家統合と自立的な経済開発が主要な政策目標とされた。まず制度の面では、官僚制と軍事組織の近代化が図られた。任用される役人は家産的なまた地方有力者への下賜的性格をもったガージャール朝のそれとは明らかに異なり、中央の統制下にある官僚群と軍が各地方の行政と治安を担った。また経済面では、輸入代替工業化路線による国営企業の設立、財政制度の改革による経済開発をプログラム化した点も共通するところである。

## (2) 地主王政への道

しかし、国家統合のイデオロギーの面では明らかな相違があった。アタチュルクが西欧の国民主義国家をモデルに国民的統合を目指したのに対して、レザーシャーには国民主義的意識が希薄であった。このことは国家統合の政策に反映し、部族組織を徹底して弾圧した一方で、国家体制を都市エリートである特権層の利害によって編成したのである。中央と地方の関係でいえば、地方に対する中央の統制と管理は近代的な官僚制と軍組織によって明らかに

強められたが、地方名士や有力者を軸にした地方の構造は修正されることがなかった。とくに土地関係においては村を所有する地主はその権利が保障され、官僚や地方有力者、商人など下賜地を得たトゥユールの保有者や領主的な封建地主もその多くは保有地を確保して村落域の土地の所有者として地主化した。

地主には新たな行政組織にポストが与えられた。ただレザーシャーの目指す中央集権を推進するには地方の権力層を地域社会から政治的に切り離す必要があり、このための操作がなされた。例えば、地方の有力な名士として知られるビールジャンド地方のアラム家やシーラーズ地方のガヴァーム家は、19世紀には多くの村を所有しさらに商業交易などの経済活動に関わり私兵を組織することができる文字どおりの地方勢力であったが、これらに対しては土地の所有を継続して認める一方で非武装化し中央の場で貴族化することで地方との政治的関係を希薄化させた。つまり、土地に対する権利を認ながら「地方の支配者」としての実体はこれを失わしめたのである。この結果、中央では大地主が行政と立法の中核を占め、国会や内閣、外交機関、国家の新たな事業において高い地位を確保することになった。例えば、国會議員の数でみると、第1議会では地主は議員の8%であったが第12議会では26%を占めるに至った<sup>(20)</sup>。ここに双方の利害が矛盾なく一致し地主制が展開する体制的基礎が確立することになる。

こうした地方名士やトゥユール保有者の系譜を引く旧来の地主とは別に、軍人エリートや商人などの都市ブルジョワ層などが新たな地主層として加わった。ガージャール朝以降に国有地化された土地や中央集権化の過程で没収した部族地はそのかなりの部分がこれら都市上層に売却された。国有地売却はすでに1924年に議会で承認されていたが、1933年には国有地売却に関する一切の制限が外された<sup>(21)</sup>。売却の直接的な目的は財政資金の確保にあり、また軍人エリートへの譲渡にはトゥユールの賦与というイランの伝統の踏襲という側面もあったと想定される。しかし、トゥユールと異なるのは、売却された土地が下賜地ではなく私的な所有地として認められた点にある。一般

に、周辺の地方では、地方の有力層によって管理されていた国有地に対してその私的所有権を認める形で譲渡され、また都市周辺の農業地帯では軍人などの都市エリートや近隣の地主への譲渡という形態が多かったといわれている<sup>(22)</sup>。マルヴダシト地方の調査を行なった限られた村の事例でみると、ラムジエルド地区のドメアフィシャン村の地主が大佐に昇進した軍人出身、エスファドロン村の地主は上級官僚であった。また、コルバール地区のキャミジュン村が軍人、マルヴダシト地区のヘイルアーバード村が地方都市シーラーズの上級官僚であった<sup>(23)</sup>。いずれも、20世紀初頭以降に土地を購入して地主化したものである。国王自身もまた国有地や没収地を私物化し、主にマザンダラーン地方などの北部地方で大土地所有者化してイラン最大の地主となつた。

土地の所有権は登記によって法的根拠を得た。すでに立憲革命後の1922年に登記局が設置されていたが、1931年に至って登記が義務づけられることになった<sup>(24)</sup>。登記は土地財産を確定して地税徴収の台帳を作ることを一目的としていたが、土地所有権の法的確定は地主による土地所有が国家によって保障され安定化したことを意味した。

ここでイランに展開した地主制の歴史的性格を明確にしなければならない<sup>(25)</sup>。南イランの村の事例からも分かるように、19世紀末には地主は農産物の商品化に関心を示し経営に関わりはじめていた。定期借地契約が一般的なギーラーン地方を例外として、地主は土地とともに灌溉用水に権利をもち、農業生産に際しては種やその他の生産用具を提供し役畜を農民に貸与した。収穫は地主と農民の間で定率で分ける分益制がとられたが、地主の取り分は地代に加えて資本の提供に応じた利益分を含んでいた。これは地主経営というべきものであり、都市に居住する地主は村に差配を配置して経営に関わったのである。こうした特徴をもつ地主制の展開は内外市場の拡大による商業的農業の発展を契機とし、イランが世界経済に周辺部として包摂されはじめた19世紀半ば以降の現象である。また、地域的には水利を基礎として商品作物生産が開始されたオアシス農業地帯を特徴づけるものである。市場へのア

クセスを欠いた周辺部では部族的なかつ領主的な関係が20世紀に入ってからもしばらくは継続していたと想定される。

内外市場の拡大を契機に発展した地主制は、レザーシャー期には経済と行政の両面でその体制を支える構造的土台をなした。まず経済的側面でみると、国家が歳入を確保し資本を形成する回路として地主制が位置づけられたことがある。農業余剰は地主の手によって都市に集積され、租税としてまた国家専売を通して国家の歳入に組み入れられ、地主資金は新たに設立された中央銀行や農工銀行の資金を構成し資本形成の金融的基礎をなしたといわれている。近代的な官僚制と軍を編成し維持する財政資金の確保、また工業化を推進するための資本形成を農業部門に依存し強制貯蓄を強要する政策は多くの後進資本主義諸国に共通するところだが、イランではこの機能を地主に求めたのである。

次に行政の側面でみると、レザーシャーは官僚制と軍による国家統合を目指して中央集権化を推進したが、農業社会を管理し統治する制度として地主制を位置づけた。地主はその多くが村を単位に土地を所有し、実質的な村の所有者として秩序維持の機能を果たしていた。このため、都市エリートである地主を農村地帯の管理の媒介項として行政機構の末端に組み込み農村管理のシステムを確立した。

つまり地主制は経済と行政のこの二つの機能をもってレザーシャー体制の社会的基盤として位置づけられたのであり、このために農業地帯を地主制が覆うべく様々な政策がとられた。没収した部族地や国有地の売却、土地の登記、金融的な優遇措置、地方の警察制度はいずれも地主を保護し育成する目的をもつものであった。この時代には地方の旧エリート層のみでなく商人、軍人、官僚などの新興の都市エリート層においても土地と水利への投資が活発化し、生産性の低い限界地を除く農村地帯のほとんどがこの時代に地主制で覆われることになった。

## 2. 工業化の蓄積形態と地主制

国の経済システムでみると、地主制は工業化のための歳入確保と資本蓄積の回路として位置づけられた。レザーシャー以前における工業化は挫折の歴史であったといってよい。19世紀末以降、紡績、織物、砂糖、マッチ、石鹼、紙など国内市場向けの工業生産が民間資本によって進められた。しかし、関税自主権をもたないイランの工業は外国製品との競争にさらされて発展の余地が厳しく制限され、とくに織物や紡績糸は外国製品が市場を圧倒していた。第一次世界大戦時から戦後にかけて、外国製品の輸入が減少し工業製品一般の価格が上昇したため民族資本の活動の機会が広がったが、それでも国内製品の市場占有率は相変わらず小さかったのである<sup>(26)</sup>。

工業化のチャンスという点では世界恐慌は一つのエポックをなした。この時期にイランは関税自主権を回復し、政府は競争を排除しながら金融、貿易の面での保護、会社設立の支援を行ない輸入代替工業化政策が推進された。またレザーシャー期の工業化を特徴づけたのは国営工場の設立であり、紡績、食品、化学、鉱業の部門に財政支出がなされた<sup>(27)</sup>。そして、この工業化に必要な財政収入の確保、外貨獲得、また民間資本形成は主として農業部門の収奪のうえに可能とされたのである。

まず貿易をみると、近代化と工業化を推進する過程で輸入は増加傾向を示した。農業国イランにとって貿易バランスは農産物の輸出で維持され、主な輸出品は、じゅうたん、綿花、乾燥果実、原毛など農産物とその加工品で構成されていた(表3)。また、関税自主権の回復以降、関税収入は財政収入の主要な項目となっていた。1930年代には世界市場におけるイラン産品の価格が下落したことで交易条件が悪化し、農産品の輸出がさらに重要度を増した。

政府の歳入は、関税収入を除くと主として農業関連の収入からなり、その内訳は、直接税、間接税、専売収入である(表4)。直接税では、レザーシャーは税の負担を「地主の肩から農民耕作者の肩に移した」といわれている<sup>(28)</sup>。

表3 1934～35年におけるイラン  
の輸出（石油を除く）

（単位：1,000リアル、かっこ内%）

	輸出額	
じゅうたん	115,273	(26.5)
原綿	95,055	(21.5)
原毛	29,416	( 6.6)
ラムスキン	28,269	( 6.4)
米	25,026	( 5.7)
乾燥果実	42,628	( 9.6)
その他	106,820	(24.1)
計	442,487	

（出所） Department of Overseas Trade, *Report on Economic and Commercial Conditions in Iran*, London, 1937, pp. 35-36.

また専売収入は農産物とその加工品の占める比重が高く、セメントを除く、アヘン、タバコ、穀類、砂糖、茶はいずれも農業関連品である。1937/38年にこの専売収入が歳入に計上された額は、アヘン8500万リアル、タバコ1億3000万リアル、砂糖と茶1億リアルに達した<sup>(29)</sup>。これは国家の歳入の4分の1以上を占める額である。

これらの農業関連の歳入は、近代化と工業化につぎ込まれた。工業化資金は、民間資本が欠如していたために財政収入と中央銀行、農工銀行から供給され、主として国営工場の建設に向けられた。インフラ建設も同様である。例えば、最大のインフラ事業である鉄道建設の資金は法令によって砂糖と茶の専売収入が充当された<sup>(30)</sup>。

工業化は輸入代替工業化の政策がとられ、とくに農産物を原料とする繊維や食品加工が重視された。当時の主たる工業を羅列すると、じゅうたん、砂糖、綿糸、綿布、麻布、セメント、紙、煙草、マッチ、製粉、果実の缶詰、革、石鹼、などがあげられるが、この原料となる農産品の生産が奨励され、綿花、砂糖だいこん、タバコ、小麦、果実の生産増が図られたのである。砂糖工業では、1937年の時点で八つの国営工場が各地の農業地帯に設立され、

表4 財政収入の構成  
(単位：100万リアル)

	1935/36	1936/37
直接税	89	116
間接税	88	148
関税収入	170	300 <sup>(1)</sup>
専売収入	240	240
国有地収入	27	29
その他	137	167
合計	751	1,000

（注）1) このうち1億6000万リアルは砂糖と茶の関税収入。

（出所） Department of Overseas Trade, *Report on Economic and Commercial Conditions in Iran*, London, 1935, p. 6, 1937, p. 3.

周辺における砂糖だいこんの生産が奨励された（表5）。

このように、近代化と工業化を推進するレザーシャ体制にとって農業部門の発展が不可避であった。そして、この政策に積極的な対応を示したのが地主であった。都市エリートである地主は土地や水利に投資を進め、農民の収奪のうえに農産物を集積してこれを商品化した。専売や輸入代替工業の原料となった工芸作物を選択して生産したのも経営者としての地主であった。また国営工場の設立資金の一部は国営の銀行の融資で充当されたが、地主は銀行の主な預金者を構成しており、農業余剰は地主を通して資本形成にも振り向けられたのである。

要するに、近代化と工業化の資金的源泉は主に農業部門にあり、地主制はその集積の回路として国家的蓄積の制度的基礎をなしていたといってよい。こうした地主の機能から政府は地主制の発展のために様々な保護と助成を行なった。すでにみたように、土地の登記によって地主の土地所有の保障と安定化が図られたが、また金融面での支援もなされた。1933年には農工銀行が設立されて農業資金の貸付が開始された。この制度は銀行への一定額の預金が貸付の条件となっていたから、実質は農民ではなく預金能力がある地主

表5 1937年における国営砂糖工場  
と生産額

（単位：トン）

工場所在地	生産額
カリザック	1,419
キャラジ	2,106
シャーヒー	2,007
ヴァラーミーン	2,752
マルヴダシト	4,162
シャハーバード	2,108
マシハド	1,600
メヤーンドアープ	964

（出所） 東亜研究所『対イラン貿易の手引き』

1941年、130～131ページ。

が融資の対象となった。また、国家の安定化とともに計画された水利施設の建設や鉄道、道路など建設事業によるインフラの形成も地主制の発展に寄与、地主と政府は共通利害で結びついていた。

それでは農業開発に地主制はどのような対応を示したのか。農産物の商品化の担い手となった地主は市場に敏感に反応した。土地所有に熱心であったのも農業収入に強い関心をもっていたからである。彼らは土地を取得しただけでなくガナートなどの灌漑施設に積極的に投資し<sup>(31)</sup>、天水依存の農業地帯では未利用地の開発によって農地を拡大した。マルヴァダシトの事例でみると、ヘイルアーバード村の地主であったサドル=ラザヴィーは生産性の低い天水依存の農地を開発するために三つのガナートを建設し、農業の機械化をも試みている<sup>(32)</sup>。また、砂糖工場の建設に対応して砂糖だいこんの生産を積極的に進めた。この時代には地主主導で農地や水利の開発が進み、多くの村が建設された。イラン全土の村の数をみると、1900年に1万5200であったのが1956年には3万9099に2倍以上に増えている<sup>(33)</sup>。1900年の数字は信憑性に欠けるが、地主の開発によって新村が多数建設された傍証とはなろう。また表6にみると、開発を反映して農業生産量もレザーシャー期にかなり増加している。

このように、レザーシャーの近代化と工業化は農業を基礎に展開し、地主がその制度的システムとして重要な役割を担ったのである。

表6 1925～39年の主要農産物の生産量推移  
(単位: 1,000トン)

	1925～29	1930～34	1935～39
小麦	1,120	1,400	1,870
大麦	580	630	790
米	270	420	390
原綿	20	20	38

(出所) Bharier, *Economic Development in Iran, 1900-1970*, London: Oxford University Press, 1971, p. 134.

### 3. 中央の地方統治と地主の村支配

中央集権体制は、官僚制度と軍事組織によって中央が地方を統括する形で進められたが、農村部に対してはこれを直接的に統治する行政制度はとられなかつた。というのも、地主制の展開によって、村社会は自治機能を失い地主経営の場として地主によって把握されていたからである。農業の限界地や山間部の農村を除くと、地主は村を単位にその土地を所有しつつ經營を行なつた。とくに地主が開発した村では、灌漑水利を独占し集落の建物をも所有して村そのものが地主の所有物として觀念されていた。売買や相続で譲渡される場合も土地が分割されて譲渡される例は少なく、灌漑施設や集落の建物を含む村全体の譲渡という形がとられた。複数の子が相続する場合には相続人は持ち分で分けて相続し、經營を分割することは一般にはなかつたのである<sup>(34)</sup>。このため、農民にとっての「村の支配者」は經營において農民と関わる地主または借地經營者であり、これが管理者として行政との接点をなした。

したがつて、地主と農民との関係は、単なる借地関係ではなく、村を所有し經營する地主とこれに半ば隸属する雇農との関係として現れた。先にみたように、ギーラーン地方など的一部の地方を除くと、地主は主要な生産要素のうち土地と水を所有し、經營資本を投入して作物の決定など經營に関わる農事を自ら決定した。このため、村社会は地主經營の労働組織の場という性格を帶びた<sup>(35)</sup>。とくに、乾燥・半乾燥地の灌漑農業地帯では水利施設が農業生産の条件をなすために、生産手段としての水を所有する地主は農民に対して強い請求権をもちえたのである。例えば、テヘランに近いターレブアーバード村を調査した岡崎は、農民は「生産手段も提供していないのみか、作物選択の自由も、また労働そのものにも自主性がなく、完全な農業労働者といわねばならない」と述べており<sup>(36)</sup>、イラン各地で調査を行なつた大野も、農民は地縁的な社会組織からなる集落に居住したが、この集落は地主の「飯場」といってもよいものだ、と述べている<sup>(37)</sup>。地主は經營のみならず村社会に対

しても強い権限を有した。そして、この権限を可能としたのが地主を暴力装置をもって保護した国家であった。収穫に対する地主と農民の分益率をみると、灌漑小麦で通常2対1であり、地主経営者が3分の2以上を取得した。このため農民には余剰はほとんど残らず、国家と地主が同盟関係を強めた20世紀前半期における農民の生活は19世紀よりもかなり悪化したといわれている<sup>(38)</sup>。地主による厳しい農民搾取は国家によって保障されたのである。

それでは、中央の地方統治という面で地主制はどのように位置づけられたのか。地主制下の村は小農を基礎とした村落ではなく「飯場」的性格をもっていたから、村の自治は行政的にも地主との関係においても成立していなかった。村長制度は存在したが、村長は地主によって選任され、村の住民の代表者、村の社会秩序を維持する共同組織の村役という本来の機能を喪失していた。農民を地主経営に編成し監督する地主の差配に変質し<sup>(39)</sup>、村は地縁社会としてまとまりをもっていたが自治は機能していなかったのである。したがって、地方行政の農村における代表は村長や農民ではなく地主であり、地主が村社会の秩序の維持者として権限をもち、農民に課せられた租税も収穫高を基礎に積算される課税額を地主が代理徴収した。

このように地主は土地の単なる所有者ではなく村そのものの所有者として現れ、地主制は国家的蓄積のシステムであったと同時に村落域の管理の制度としても機能していた。このため、農村社会に國家権力は直接的には関与する必要がなく、行政はその末端で地主と結びつき地主の利害を保障する形で間接的に農村社会と関わった。村における事件はそれが大事件でないかぎり地主が裁判権をもって処理し、警察権力は地主の判断と依頼によって村に現れ、地主の暴力装置として機能した。また、この暴力装置は地主に経済的な強制を可能としたから、地主は農民に対して極めて強い権限を有し、農民の権利であるナサク<sup>(40)</sup>を制限することができた。こうした地主と農民の関係からイランの地主制を「封建的」なものとしてしばしば論じられてきた。しかし、地主が農村の秩序の維持者として国家の機能の一部を分担しかつ国家的蓄積の担い手であったことで、農民の権利が国家によって制限されていた

とみるのがむしろ適當である。国家と農村は、國家権力と結んだ地主と村の住人という対抗関係で現れたのである。中央集権化を進める政府にとって、地方を把握する行政の側面においても地主は同盟者であり、地主の強い権限は國家権力を背景に成立していたのである。

以上から分かるように、レザーシャーの時代には、近代的な官僚機構と軍事組織によって中央集権化が推進されたが、農村に対しては地主が管理と統治のチャンネルをなしていた。地主は農業と村の「支配者」として、また農業余剰の収奪者として、国家統合と工業化を進める中央政府と利害を共有していたのである。

ただ、この同盟による近代化と工業化は、国民的統合と国民経済の発展の両側面で限界をはらむものであった。その一つは、村が自治を喪失し自立した社会として認知されなかつたために村民に国民意識が育つ余地はなかつたという点である。国家は時折青年を兵隊として駆り立て、地主の横暴と収奪のための暴力装置として認識されていた。また一つは、収奪によって農村は半自給的な社会としておかれたため、農村市場の発展は抑制され国民経済の発展が制約されたという点である。そして、この2点は第二次大戦後における解決すべき主要な課題として残されたのである。

### 第3節 白色革命期の近代化政策における農地改革の意義

#### 1. 白色革命とその背景

レザーシャー期は農業部門の負担のうえに近代部門の形成と工業化が図られた時代であった。モハマッド=アリ期のエジプトや明治初期の日本と同様に農業を犠牲にした原蓄の時代であったといつてもよい。そしてイランの場合、農業余剰の集積と資本形成の制度的枠組みをなしたのが地主制であった。しかし、この原蓄期に一定の意義をもっていた地主制は、民間による資本形成

が進み工業化が進展する1950年代に入ると、逆に経済的なまた社会的な矛盾として改革の対象となる。

イラン経済は戦中から戦後にかけて一時停滞するが、1950年代に入ると民間資本や援助によって工業化が開始された。国民総生産をみると、1955年には35年の3倍に膨張しており、工業化によって製造業の就業者数は50年代末に90万人に及んだ。また、経済成長によって都市が膨張し、都市人口は労働者と中産層が大量に加わったことでこの間2.8倍に増加した<sup>(41)</sup>。1950年代にナショナリズムが高揚し、反英・石油国有化の運動が都市の中産層や労働者階級を巻き込んだ背景にこうした経済社会の変動があったことは注目すべきである。ナショナリズムの運動は国内的には政治の民主化および地主制に対する改革の運動へと発展した。戦後の一時期、ソ連の影響を受けたアゼルバイジャンで、階級闘争による土地改革の下からの動きがみられたが、1950年代における改革運動は主として民主化と社会正義の問題として展開した。地主支配のもとで呻吟し余剰を収奪される農民の存在は、民主的な国民国家の形成を阻害するという問題である。しかし他方で経済発展のための社会的基盤の形成という経済的動機があったことも無視できない。地主制下の農民は農業余剰のほとんどを収奪されて窮乏化し、このため国内市場は狭隘かつ不完全で統一的な国民市場は成立していなかった。もっとも地主制の時代に農業生産が停滞していたわけではない。農業部門の国民総生産に占めるシェアは1930年代の50%前後から59年には31%へ低下したが<sup>(42)</sup>、小麦の生産量がこの間140万トンから270万トンへとほぼ倍増していることからもわかるように<sup>(43)</sup>、農業生産自体は伸びていた。ただ、これが農民の豊かさに結びつかなかつたのであり、地主制のもつ制度上の問題が発展期における市場面での制約をなし、国民経済の発展にとって桎梏として認識されはじめていたのである。

ナショナリズムと民主化を求める大衆の体制批判の動きは王政にとっての危機であったといってよい。エジプトとイラクで革命が起り、王政の廃止後に農地改革が着手されたことから、国王自身もこの危機の主要な原因が地

主制に依存した王政の構造にあることを十分に認識していたと考えられる。国王はこの危機をアメリカに援助を求め経済開発を進めることで乗り切ろうとした。1947年から始まる経済開発7カ年計画は大衆の批判を開発による経済成長の中に吸収しようとする戦略上に位置づけられたものといってよい。しかし、王政の政治的基盤を地主階層においていたレザーシャー期の権力構造に基本的な変更がなかったため、都市の資本家、中産層、労働者層との利害の対立は払拭されなかつたのである。

この王政の危機において、1960年に国王が自ら命名し宣言した白色革命は、農地改革をはじめとした近代化の改革を盛り込んだ画期的な内容をもつものであった。というのも、農民に土地を配分する農地改革は王政が地主との同盟を放棄することを意味し、統一的な国民市場の形成と発展の契機を与えることで民主主義にもとづく資本主義的発展の道を開くことになるからである。また他の近代化の諸政策も民主化と民間資本の発展の条件整備を意味した。

白色革命の宣言に至るプロセスをみると、アメリカの外圧が大きかったということが欧米の研究者の一般的認識である。冷戦構造のなかで、民衆による下からの革命が起こることを阻止し体制の安定化を図るべくアメリカは農地改革を援助と引き換えにイラン政府に求めた結果であるという。外圧は確かにあった。だが資本主義化が進むなかで国王自身が王政の維持のために体制変革を不可避と考えていたのも事実である。国王は地主層が主導権を握っていた国会を休会にして機能停止の状態におき、この間に農地改革を柱とする近代化の諸政策を提案し国民投票によって賛否を問うた。結果は、圧倒的多数の支持を得て「革命」が大衆的に認知されたのである。国王は地主との同盟関係を解消して国民経済の発展に桎梏化していた地主制などの体制の残滓を取り除き、近代化の諸政策を実行することで都市の資本家や中産層との同盟を求めた。つまり、白色革命は、王政がその政治的、社会的基盤をシフトさせることで危機からの脱却を図った上からの改革であるとするのが妥当な理解であろう。国王は「国王と民衆の革命」として大衆にアピールしたが<sup>(44)</sup>、王権が危機を乗り越えた改革であったという観点でみると「国王のための革

命」という性格を強く帯びるものであった<sup>(45)</sup>。

## 2. 農業制度の変容と近代化

国王は近代化政策の主要な項目として(1)農地改革、(2)教育部隊の創設、(3)婦人の参政権、(4)森林牧野の国有化、(5)国営企業の株の売却、(6)工業労働者への利益配分、の6点を掲げた<sup>(46)</sup>。これを政策の基本的目標からみると2点に集約できる。一つは、工業化のための条件をなす社会的かつ経済的基盤の形成である。とくに農地改革は1950年代の民主化運動の中で国王が解決を迫られた問題であった。また一つは、教育制度の改革とワクフ財産の制限に象徴される世俗化の追求である。いずれも社会的軋轢を伴って1960年代に実施されるが、ここでは本稿のテーマに則りて前者に焦点をしほる。

### (1) 農地改革とその評価

農地改革法は1962年に立法化され、63年と69年にこの改革法に追加条項が付加された。これらは改革の段階を示し、それぞれ第1、第2、第3段階としてほぼ10年間をかけて実施され、1971年の終結宣言で終了した。まず1962年の第1段階の内容を紹介すると、主として次の2点に要約される。

- (1) 地主は1カ村を除くすべての村の土地を農民に売却する<sup>(47)</sup>。
- (2) 機械化を進め企業的経営を行なう地主の土地は改革の対象から除外する。

先に述べたように、イランに発達した地主制は村を単位に土地を所有する地主が多く、灌漑農業では地主が水利の権利をもち、農民を雇農としてこれにナサクの権利を与え、資本を投入して経営する地主経営としての性格を備えていた。また、地主の権限は強く、差配を配置して村を管理し、村そのものが地主の所有物として観念されている場合が多かった。とくに規模の大きな地主は「千家族」と称されて多数の村を所有したが、これ以外の地主の中にも複数の村を所有するものが多数存在した。農地改革の第1段階ではこう

した複数の村を所有する規模の大きな地主が対象となり、所有する村のうち1カ村を除いてその土地を農民に売却することを規定した。

ただ、法の第3条には例外規定が設けられ、機械化を進めて農場化した土地は改革の対象から除外された。イランでは1950年代に入ってトラクターが普及するが、地主の中にはトラクターの導入を契機にして分益制に基づく地主経営を廃止し、農地を囲い込んで企業的な農場経営を開始するものが現れていた。例外規定はこうした農場を改革の対象から外すというものである。

1960年の農業センサスによると地主所有の土地は農地全体の85%までを占めた。また、その55%が1カ村またはそれ以上を所有する規模の大きな地主の土地であった。残る15%の農地は農民的所有に分類されるが、そのほとんどが生産性の低い劣等地に分布していたから、主要な農業地帯でみると地主制が隈なく覆っていたといって過言ではない。改革法では複数の村を所有する地主の土地が対象となつたために、面積では地主所有地全体の20%にすぎなかつた<sup>(48)</sup>。

翌1963年には農地改革法に次の条項が付加された。これは1962年の法の適用外となった地主所有地が対象となり、地主に以下のいずれかを選択することが求められた。

- (a) 地主は分益制による地主制度を解消し、農民との間に30年の借地契約を結ぶ。
- (b) 地主は農民に土地を売却する。
- (c) 過去3年の分益比率で地主とナサク保有農民との間で村の土地を分割する。

この追加条項の施行によって農地改革は第2段階に入ることになった。これは地主の利害を考慮した妥協的な産物であるとしばしば指摘され、農地の農民への全面的解放を期待した人々には期待外れの内容となつた。選択肢のうち、(a)と(b)の適用を受けた村では農民の負担は農地改革前とあまり変わらなかつたし、(c)の適用を受けた村では、地主と農民の分益比が灌漑農業で通常2対1であったから、農民は村の土地の3分の1を手にしたにすぎなかつ

た<sup>(49)</sup>。農民の負担をみると、借地料 ((a)の場合)、土地購入代金の支払い ((b)の場合)、また農地の零細化 ((c)の場合) によって改革前とあまり変わらず、農業所得の大幅増加にはつながらなかった。多くの論者が地主に有利な改革であったとして批判するのは主としてこの点である。

しかし、この改革は次の 2 点で評価される。一つは、旧来の地主と農民の関係が廃止され、農民は地主の雇農から土地を所有または借地する自営農になったことである。地主の村支配は終り、国家を暴力装置として地主が農民を農奴的状態にとどめ、多様な強制関係で村経営を行なった関係は終焉を迎えた。したがって、改革は農民解放の性格を帯びていたのである。また一つは、地主には農民への譲渡を留保された土地が残されたが ((c)の場合)、この留保には地主が機械化による近代的な経営を行なうことが条件とされたことである。地主制度の継続は認められなかった。

1969年にはさらに新たな条項が追加され農地改革の第3段階に入る。これは第2段階で選択肢(a)の借地契約を結んだ村の土地が対象となり、借地料の20年間分に相当する額で地主が借地農に土地を売却することが定められた。

農地改革の意義は政策の目指す目標によって異なる。民主化のプロセスで企図されるときには社会的公正が一義的課題となり地主的所有が否定されるのが一般である。一方、近代化と工業化の諸政策の一環として位置づけられる場合には、地主制のもつ前近代性と生産力の発展を抑制する制度的側面での改革に力点がおかれる。このため農民の利害を必ずしも反映しない。イランの農地改革は民主化運動のなかで始まった。だが、王政は政治の中核を占めていた地主の利害を全面的に否定することができなかつたために、社会的公正という観点からすれば徹底さを欠くものであった。しかし、近代化と工業化のための社会的基盤を形成するという近代化を進める体制にとって、地主に譲歩した改革内容は必ずしも政策目標と矛盾するものではなかつた。理由は次の 3 点に集約される。

- (1) 近代的な農業経営を創出し、地主制の近代化が図られたこと。
- (2) 統一的な国民市場を形成するステップをなしたこと。

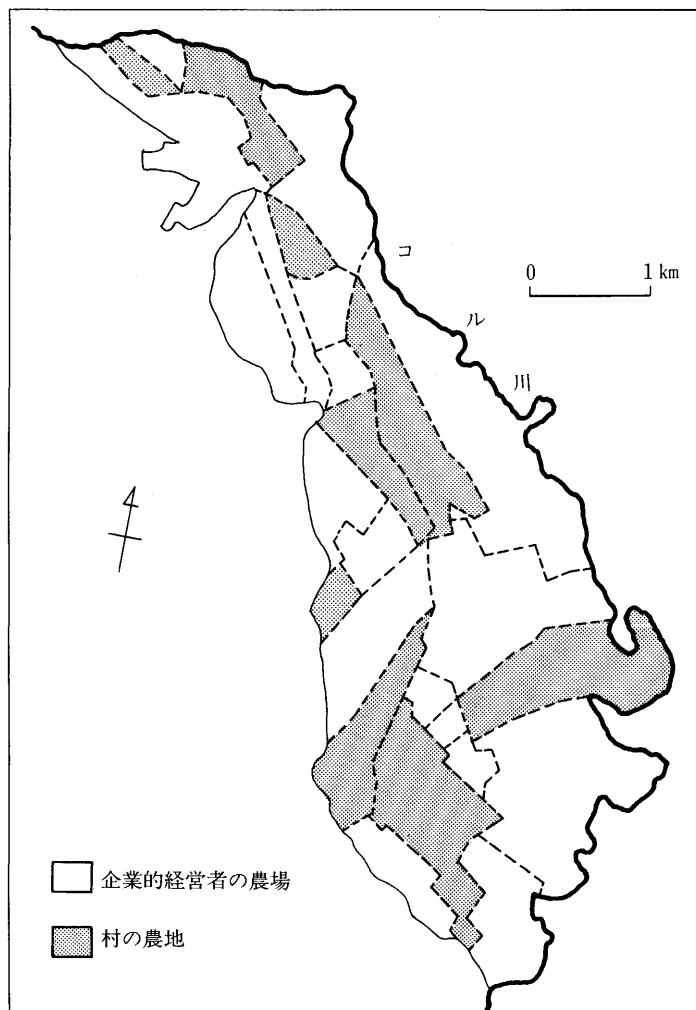
(3) 中央の農村に対する直接的管理と行政による統合を可能としたこと。つまり、農業社会の近代化と資本主義的な社会構成の農業部門への拡大という面で、農地改革は白色革命期の体制にとって積極的意義をもっていたといえる。

## (2) 企業的な農場経営の創出

近代的な農業経営の創出という点でいえば、農地改革は前近代的な地主と農民の関係を解消して企業的な農場経営を創出するための契機をなした。先に述べたように、農地改革法の施行以前にすでに農場化を進めていた地主がありこれは改革の対象から外されたし、また機械化によって企業的経営へ移行することを条件にかなりの土地が農民への配分を免れた。さらに、実数は不明だが、農地改革の動きを察して所有地を囲い込み農民を排除して農場化し法の適用を免れた地主の土地もかなりあったといわれている。地主にかなり譲歩した形になっている。ただ、こうした農場の成立は農業の近代化という白色革命の理念と矛盾するものではない。生産力視点からいえば、体制にとってむしろ積極的に評価されるべき経営形態であったといってよい。

したがって、地主制の廃止によって農業地帯には、地主から解放された村の農民経営と農場を形成する企業的経営の二つの対照的な経営形態が成立することになった。図3はマルヴァダシト地方のラームジェルド地区におけるこの二つの経営形態の分布を示したものだが、地区全体に二つの経営体がモザイク状をなしていることが分かる。農場部分は面積で地区の農地全体の3分の2を占め、農民の村を包み込んでいる。規模の大きな農場では500ヘクタールを超えるもあるが、これら農場はいずれも農地改革以前には村の農地の一部をなしていたものである。もっとも、地主制の廃止後、地主から借地する形で農民が村の農地のほとんどを経営し企業的な農場があまりみられなかつた地方もある。ただ、地主は様々な機会を捉えて自らの土地が改革の対象から除外されるよう画策し、地主に留保された土地はほとんどが機械化による農場に編成されたのである。

図3 マルヴダシト地方 ラームジェルド地区の一部における村の農地と企業的経営者の農場のモザイク (1973年)



(出所) マルヴダシト農業公社資料より作成。

農地改革が農村の上層に企業家的発展の可能性を与えたことも付加する必要があろう。この上層農民は地主制の時代に差配としての役割を担った元村長が多く、地主からの土地の購入または借地によって農場経営を行なった。これらの階層はまた資本を蓄積してトラクターやコンバインを購入し、自らの農場での利用に加え賃耕を行なって収益を得た。表7は筆者が調査したマルヴダシト地方(図4)の事例から、村の上層の経営的特徴を示したものである。

農業の生産性を比較すると、企業的経営と村の農民経営との間にかなりの格差がある。農地改革によって地主から解放された農民は必ずしも経営に自立性をもつ分割地農となったわけではない。村落共同体を彷彿させる耕作規制や共同労働制は改革後の村においてもしばしば残存した。開放耕地制をとる村では栽培作物は全体の合意で決まつたし、共同耕地を協業と分業で耕作する制度も広くみられた。土地利用にも全体の強い規制がかかり生産力発展のインセンティブが制度面から抑制された。これに対して企業的経営は機械化と集約化を追求するインセンティブの高い近代的経営として登場した。このため生産性に大きな格差が生じ、1974年のマルヴダシト地方の例でみると、施肥料に10倍、灌漑頻度に2倍の差が、小麦の単収ではほぼ2倍の格差が生じていた(表8)。また、砂糖だいこんや綿花などの商品作物の作付地率も企

表7 マルヴダシト地方における上層農民の経営事例

経営者	農場 (ha)	村の農地 (ha)	農業機械の所有数
A	200	10	トラクター1, コンバイン1
B	20	9	トラクター2
C	50	25	
D	50	5	トラクター2
E	80	5	トラクター2
F	100	0	トラクター1, コンバイン1

(注) 1973~74年の調査による。

業的経営で高いという傾向がみられた。このように、農地改革によって農業制度および生産性の点で対照的な二つの経営が併存することになった。農業生産力の発展を目指す政府の政策視点からすると、企業的経営の形成と発展は農地改革のプラスの成果として評価される点であったといってよい。

### (3) 地主制解体の内在的契機

それでは企業的経営がなぜスムーズな展開をみたのだろうか。地主は地主制に固執しなかったのか。経営者意識をもつ地主にとって、地主制は1950年代にすでに非合理的な経営として認識されていた。というのも、伝統的な耕

表8 経営資本の投入量比較（小麦）

	灌漑頻度 (回数)	施肥量 (kg/ha)	
		化 肥	厩 肥
村	A	1～3	60
	B	3	50
	C	3～4	50
農場	A	6	500
	B	6	300
	C	6	400

(注) 1974年の実態調査による。

表9 トランクター輸入の推移  
(単位: 1,000トン)

年	輸入量	年	輸入量
1953	0.2	1959	6.0
1954	1.0	1960	6.4
1955	0.6	1961	6.1
1956	0.9	1962	4.3
1957	1.6	1963	3.5
1958	6.3	1964	9.8

(出所) Bharier, *Economic Development in Iran, 1900-1970*, London: Oxford University Press, 1971, p. 142.

作方式による地主経営は農業技術の低位の段階に対応し、農村の人口圧力による低賃金によって支えられてきたものであり、当時、普及し始めたトラクターを導入して農場化することはコストの面でも生産力の面でもメリットが大きかったのである。例えば、ゴルガーン地方では綿花の国際価格が騰貴したのを契機に1950年代に綿花と小麦を主要作物とする企業的経営の農場がすでに多数形成されていた<sup>(50)</sup>。

また、工業化が進み石油収入が投資に向けられはじめた1950年代後半以降には、農業は投資部門としても有利性を失っていた。ラムトンは「過去において、土地は社会的ならびに政治的価値に加え、経済的投資の場を提供していた。土地投資は、概して、他の部門への投資と同等に高いか、またはそれ以上の利益をもたらしたのであるが、現在はもはやそうではなくっている……(地主は) 土地以外の収入がない場合には、概して、かれらの財産は請負い人および大商人が近年になした富には匹敵しえない」状況にあったといつているが<sup>(51)</sup>、こうした状況はまたアーレ=アフマドの小説『地の呪い』に描かれたある地主のセリフとして具体的に表現されている<sup>(52)</sup>。つまり、村の経営による地主の収入は年間で25万リアル、1台のトラックによるホッラムシャフルからテヘラン間の運送業で得る収入は1ヵ月15万リアルに達し、都市での投資の方がはるかに儲かる時代になっていた。このため、農地改革以前に、地主は利益率の高い都市の経済活動に資金を移す動きを見せはじめ、土地移動がかなり活発化し、また土地を第三者に貸与して地代を得る近代的地主となる傾向も示しはじめていた。農地改革以後でみても、土地の一部を留保された地主のなかにも土地を借地人に貸与して自らは経営から離脱する者が多くみられたのである。

農外への投資という点では農地改革もその一端を担った。農民に土地を売却した地主は売却代金を主として都市で運用したが、政府もまた土地代金を工業部門で運用するための政策をとった。白色革命の主要な政策項目の一つに「国営企業の株の売却」があるが、地主の農民から得る土地代金は授受に国が介在することで、国営企業を民営化する株に充当された。土地資本を産

業資本に移すことが国によって誘導されたのである。つまり、農地改革によって地主は近代的地主、企業的農場経営者、企業の株保有者などの道をたどることになり、このいずれもが近代的な社会構成として近代化と工業化に矛盾するものではなかった。

### 3. 農地改革と農民的市場の形成

#### (1) 農家経済の変容

農地改革は統一的な国民市場の形成という側面でも積極的な意義をもった。農民が自ら商品生産者化したことで農村市場の発展が促されたからである。地主制の時代に農産物を市場化したのは主に地主であった。農業余剰は地主によって都市で商品化され、農村は半自給的な雇農と非就業者を含む家族で構成される村の集合であった。灌漑農業地帯の場合、分益による農民の取り分は収穫の3分の1にすぎず農外雇用の機会も限られていたから、農民は家族の再生產を最低限で維持するだけの収入しか手にできず、したがって農民的な地域の市場は狭隘なままに留められていた。民主化を求める都市市民層には、農民は地主に従属する不自由民として映っていたが、経済面では国内市場を狭隘な状態に留めている元凶が地主制であると認識していた。レザーシャーの時代には、農業余剰は地主を通して都市に集積され、地主制は国家主導の工業化を進める資金調達の制度として機能したが、戦後に成長した発展途上のブルジョアジーにとって地主制は農村市場の発展を阻害し国民市場の発展にとってのネックでしかなかったといってよい。

もっとも農地改革が農民の大幅な所得増に結びついたわけでもなかった。というのも、地主の不利益を借地料、土地代金、農地の縮小など多様な形で農民が補填せざるをえなかったからである。しかし、農民が自ら農産物を販売する商品生産者として市場に登場したことは国内の市場構造の大きな変化につながり、これは農地改革後の農村地帯を特徴づける商業的な町の発展に象徴的に表れた。農地改革は農村の市場活動を活発化し統一的な国民的市場

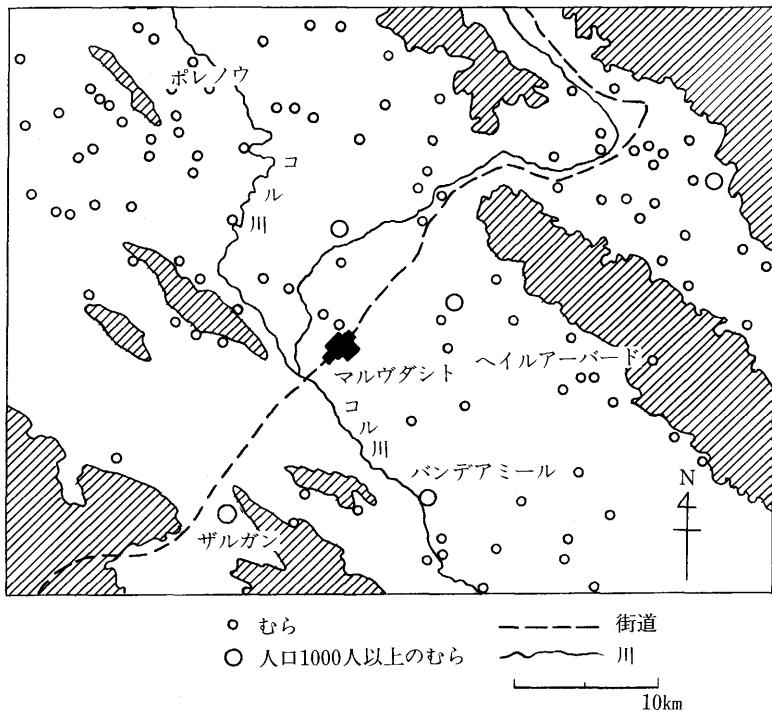
を形成する制度的変革という側面をももっていたのである。

市場の構造変化をマルヴダシト地方の事例から具体的に見てみよう<sup>(53)</sup>。地主制の時代、農村地域の商業活動は活発ではなかった。農業余剰はほとんどが都市に集積され、半自給的な村民の生活が市場を狭隘なものとしていた。それでも、300人以上の人口を抱える普通の村には間口1間ほどの小さなドックン（雑貨店）があり、村民はこの店で生活必需品を調達した。ポレノウ村の例でみると、日干しレンガを積み上げた貧弱な家の生活用具は布団、敷物、調理具と食事用具、それに簡便なランプと数枚の使い古した衣類がぶら下がっていた程度であり、生活はひどく質素なものであった。ドックンには、茶・砂糖・マッチ・たばこ・石鹼・灯油・ランプの芯・香料・ひも・塩・カミソリ・小麦粉・果物・野菜などが並び、購買力の乏しい村民には小分けにして現金または小麦と交換で販売された。収穫時的小麦と引き当てで売られることも日常であった。購買力が小さいためにドックンの商人も農民同様に貧しい階層を構成した。

この農村地帯に商業的機能をもつ若干の村がみられた。村の一角に店舗商店が並び、農具などを作る鍛冶職人や農家の女子の副業であるじゅうたんの染色の職人が店を構えていた。コル川中流域にあるバンデアミール村はこうした機能をもつ代表的な村である。農地改革前、この村に30件ほどの店があつたことが調査で確認されている。もっとも1973年時点では、後に述べるようにマルヴダシト町との競合によって衰退し、染色4件、雑貨店6件、肉屋3件、八百屋3件、自転車など修理店1件、衣類雑貨店1件、理髪1件、農村協同組合の店1件、零細な製粉所数件があったにすぎない。店舗の間口はほとんどが2、3メートルほどである。

バンデアミール村の商店で生活用具や日用品を調達する村は半径20キロないし30キロの広範な地域に分布している。ロバを交通手段としていた時代には、遠距離の村の人たちはめったに訪れることができなかつた。貴重品でもある生活用具は農民がここで直接購入したが、茶や砂糖などの日用品はドックンの商人が仕入れて村の店で売ることが多かつた。ここから20キロ余り離

図4 マルヴァダシト地方の谷平野の中央部



(出所) イラン統計局『イラン村落統計総覧』テヘラン, 1970年のファールス州の部より作成。

れたボレノウ村の場合, 1950年代には農民は年に1, 2回, ロバの背に小麦を振分けに積み往復2日をかけてバンデアミール村にやって来た。小麦はこの村の小さな製粉所で自給用に製粉し, 少しの小麦を売って買い物をした。これは村の一農民の話である。

農地改革後, 農民は農産物の直接的な販売者となり, 所得も明らかに增加了。しかし, 所得は村によってかなりの格差がみられ, 概して農地改革の第1段階の対象となった村は, 全耕地が農民に譲渡されたために第2段階の村の農民より豊かであった。この前者に当たるヘイルアーバード村でみると, 1974年時点での農家の粗収入は10万~16万リアル, 小麦で換算すると6

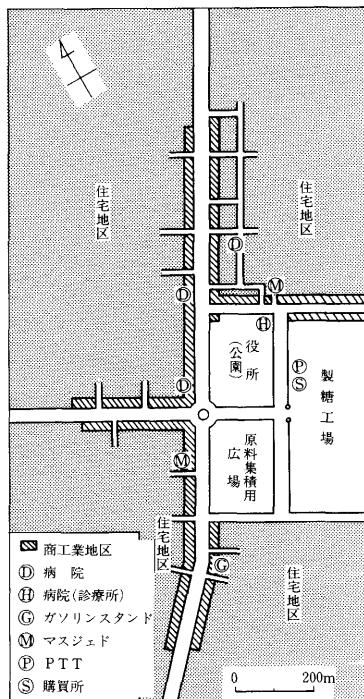
～10.5トン分に相当する。平均的な自家消費分1.5トンと生産コストを差し引いてもかなりの可処分所得が残る。所得増加は農民の消費構造を徐々に変え、衣料品、とくに女性は民族衣装を年に一度新調し、加圧式石油ランプ、調理用のレンジ、自転車やモーターバイク、ミシン、石油ストーブ、ラジオやカセットなど、改革前には農民の生活とは無縁の耐久消費財が急速に普及はじめていた。ただ、貧しい村ではこうした耐久消費財もまだあこがれの対象であり普及も遅れた。しかしながら、マルヴダシト地方全体でみると、地域開発による雇用の拡大も加わって、消費は増加し消費構造も大きく変化していた。

## (2) 農村市場とマルヴダシト町の発展

農民が農産物の販売者となったこと、また消費が増加し消費構造が変化したことで農村市場の発展は大きく促進され、これを契機に農村の地域構造も変化した。この変化を示すきわだった現象は農村町の成立である。地主経営が展開したイランの各地方では、村の半自給的経済が市場の発展を抑え農村地帯は経済面で地域社会として完結できなかった。農村市場の中心をなす町の発達が乏しく一般に定期市も発達しなかったのである<sup>(54)</sup>。マルヴダシト地方では、バンデアミール村に代表される2、3の村が農村地帯の商業的機能を果たしていたにすぎない。こうした村の商業活動は農地改革後に衰退過程をたどった。代わって谷平野の中央に町が育ち、日用品や農具、染色など農家の生産に関わる小さな商業圈を飲み込んで急速に発展した。この町がマルヴダシト町である。

マルヴダシト町の発展をたどると、町が位置するところに少なくとも1940年代まで町らしきものは存在しなかった。1940年に測量された地図には35年に建設された砂糖工場のみが記載されており、工場と従業員の住宅、それに若干の商店からなる小さな団地にすぎなかつたと推測される<sup>(55)</sup>。これが1950年代になると、農村や域外からの移住によって人口が急増し、67年には、事業所の数695、このうち商業417、工業と公益事業171、人口2万6237人を抱え

図5 マルヴダシト町 (1974年)



(出所) 田中紀彦「イランにおけるむらと町を結ぶ交通の農村的形態」(『東京大学東洋文化研究所紀要』第70冊, 1977年)23ページ。

る町に変貌した<sup>(56)</sup>。その後も人口は増加を続け、1970年代後半には5万446人を数えるまでに発展した。町を地域の中心として押し上げたのにはアグリビジネスを中心としたマルヴダシト地方の開発も影響した。しかし、発展により強いインパクトをなしたのは農民的市場の拡大である。このことは1973年に筆者が調査した店舗や施設からも知りうる(図5)。

日用雑貨、衣料雑貨、食品雑貨

茶、青果、鞄などの皮製品、布団、生地、菓子、仕立て

電気製品，ガス器具，自転車

穀物，肥料，染色，農具，鋼材，セメント，ガラス，トタン，木材  
鉄工所，自転車修理，自動車・トラクターの部品

映画館，食堂，チャイハーネ（喫茶），ホテル，理髪，写真スタジオ  
公共機関（政府の事務所），医院，銀行，郵便局，ガソリンスタンド

このうち数が圧倒的に多いのが日用雑貨，衣料雑貨，食品雑貨の店であり，  
3メートル弱の間口を1単位とし1ないし3単位の間口をもつ店がメイン街  
路とこれに交差するいくつかの街路に並んでいた。これらの店舗や施設の項  
目から分かるように，ほとんどが農村の経済活動と村民の生活に関わり，地  
方都市とは機能を異にした農村市場の中心町としての性格を示している。町  
は農産物の集積地となり，村の住民は生活必需品や生産資材をこの町で調達  
し，村のドックン（雑貨屋）もまたここで日用品を仕入れた。

町の発展にはモータリゼーションの影響も見逃せない。自動車やバイクの  
普及は村と町の実質的距離を大幅に短縮し便宜を拡大した。村々とマルヴダ  
シト町の間は1日に1ないし2往復するミニバスや村の富裕層が個人または  
数人で共有する乗合い自動車が客を集めて往復し，また村民の依頼に応じて  
町で代理購入した。他方で，交通の発展はバンデアミール村のような村の商  
業を衰退させて商業をマルヴダシト町に一極化し，マルヴダシト町は地方の  
ほぼ全域と周辺の農業地帯を包み込んだ市場圏の中心として発展することに  
なったのである。

このように，地方の農村市場の発展は農村における中核としての商業町を  
発展させ，町を中心とした農村の経済活動はまた都市市場と連結して統一的  
な国民市場を発展させることになった。そして，この主要な契機をなしたの  
が農地改革と地域の開発であったことはとくに看取されねばならないのであ  
る。

#### 4. 国家と村落および農民

##### (1) 中央による農村管理システムの変容

農地改革は農民を市場に登場させ農村市場の発展の契機をなしたが、中央と農村の政治および行政的な関係にも変化を引き起こした。地主制の廃止によって「村の所有者」であり管理者であった地主が村から除去され農村に行政と警察の空白が生まれたため、中央はこの空白を埋める必要性が生じたのである。地主制の時代には、村は地主の実質的な所有物であった。先にみたように、村社会を構成する集落は比喩的にいえば地主経営の「飯場」にすぎなかつたのであり、したがって行政の末端に位置していたのは村落ではなく地主であったといってよい。行政は地主を媒介の農村社会を把握し、警察は地主の村管理を背後から支える形で治安維持を図っていた。国家は地主の横暴と収奪を保障したまた時々青年を徴兵に駆り立てる存在として村と関わっていた。

村の管理という点でいえば、地主の退去後に中央権力は容易にこれに代わることができた。というのも、村は自治機能を回復したためである。地主の労働組織の場として編成された村は、間もなく秩序維持の共同体的制度を復活したため、行政は農民個々人ではなく組織としての村を把握すれば事足りたのである。地縁的・血縁的・職業的・文化的・宗教的等の複数の要素が混在する複合的・多様な組織である村が自治を復活させたのには理由がある。一つは、農地改革で土地と水利権が村の農民の共有となったことである。地主から買い上げられた土地は水利権とともに農民全体に一括して売却された。灌漑用水は共同で管理され、番水制によって農民間で配分された。共同水利権と灌漑秩序維持の制度は農民間の共同性を強めたのである。また一つは、土地経営の方式を地主経営から踏襲し、開放耕地制による強い耕地規制と耕作規制が存在したことによる<sup>(57)</sup>。地主経営の土地経営方式は封建制の時代の村落共同体の方式を継承し、農業技術にめぼしい発達がなかったために長期に変化がみられなかったものである。したがって、こうした制度と慣行をも

つ農業社会は村落共同体を彷彿させ、内部的な自治の復活を可能とした。土地利用や経営には農民の合意が原則とされ、長老や村長が調整役を担った。地主制の時代に農民を管理し労働編成を行なう地主の差配として機能していた村長職が、自治の復活後には村社会の秩序維持に責任をもつ役職へと機能を変化させたのである。

一方、行政機構をみると、農村における行政単位はデヘスターである。これは日本における規模の大きな行政村に相当し、農民の地縁的な農業社会である多数のデヘ（本稿ではこのデヘを村として記述してきた）で構成された。例えば、マルヴァダシト地方の一デヘスターであるラームジェルドは52の村（デヘ）からなっている。村は集村形態をとり日本の集落に相当する。ただ、デヘスターは行政の単位ではあるが自治機能をもたず、したがって行政官が州都から派遣される中央集権的な行政の末端に位置した。また、警察機構は治安維持を目的としたジャンダルメリーが当たり、マルヴァダシト町にその支部がおかれた。すなわち、自治組織をもたないデヘスターに中央の行政組織のヒエラルキーが及んでいたのである。

自治機能を復活させた村の制度である村長職は政府によって公の役職として制度化された<sup>(58)</sup>。また農民合意の慣行も村会（アンジョマネデヘ）として制度化され、村の内部的・対外的問題の議決機関とされた<sup>(59)</sup>。行政が村に関わる問題は村会で検討されることになったのである。しかし、現実には村長職は中央の村管理の機関として位置づけられ、村会もその決定が行政に反映されることはほとんどなく政府が村の合意を取り付ける機関として機能した。村長には行政上のわずかな裁量権が与えられる一方で、村の管理、監督と報告が義務づけられ、村長は行政や警察の窓口として命令伝達のチャンネルをなした。この役割は地主制の時代には地主と地主に指名された差配が担つたものである。行政指導は村長を通して村社会に伝達された。治安警察を担うジャンダルメリーへの報告も村長に義務づけた。灌漑用水の管理に関しても同様である。村内部の灌漑秩序は村長や水番が調整役を担つたが、灌漑局が管理する水路の下流で分かれる分水路は維持管理が村長に義務づけられた。

つまり、村長と村会の制度化は地主なき後の村に行政と統制の網を被せる政策意図によるものといってよい。村社会に対してその自治組織を利用する形で行政的な管理が行なわれ、中央と農村の関係は中央集権的な官僚機構による上意下達の垂直的な管理・支配の構造をなしたのである。村の自治は村内部における共同体的機能の活用という限度において認められ、中央による管理と行政は村にまで貫徹した。こうした垂直的関係は、農民の経営的安定化を目的に、制度金融と購買、販売の協同化をその事業として中央によって制度化された農村協同組合の場合も同様である。農地改革の対象となった村の農民は組合加入を義務づけられて村長が窓口となったが、中央で編成された役人のヒエラルキーによって運営された。

## (2) 農民の意識変化と国家

行政が地主ではなく村の住民と関わることで国家は村により近づいたが、このことは住民の国家に対する意識のあり方にも影響を及ぼすことになった。地主制の時代、村の住民が対峙したのは国ではなく地主であり、農民の前に立ち現れる国家は地主との対立の場で登場する暴力装置であり抽象的な存在でしかなかったといってよい。したがって村に居住する者が具体的な国家を認識できるような状況にはなかったのであり、ましてや国民としての意識をもつこともなかった。さらに、農民の半自給的生活と村経済の閉鎖性は市場を媒介とした外部世界との接触面を一層狭いものとしていた。

農地改革による地主の退場によって、村長を窓口としながら村の住民は直接的に国家と関わり、農村協同組合制度も政府と農民の直接的な関係を強めた。徴兵は必ずしも平等原則によらなかったが制度化された。農民は具体的な国家と向き合うことになり、この直接化の過程で農民の意識は変化はじめたのである。農民が商品作物の生産者となり市場に登場したことでもこの意識変化に拍車をかけた。農村市場の展開は農村町の発展を促して統一的な国民市場を成立させることになったが、村と町を結ぶ交通の発展は農民と外部世界との距離を近づけたのである。この結果、村の住民は徐々に国民意識を

もちはじめ、また国家を認識できるようになった。

近代化に伴う情報と教育の普及も無視できない。ラジオを購入し村民がラジオを囲んで都市の様子や様々な情報を耳にするようになり、国王の声さえ直に聞くことができるようになった。白色革命の主要課題とされた教育改革によって、村には小学校が、またいくつかの村に一つ中学校が作られた。小学校には高校卒業の資格をもつ徴兵期間の兵隊が教師として派遣されたが、カリキュラムから宗教教育は排除され、算数や国語とともに歴史と地理が重視された。農村住民の国民意識の醸成と教化は近代化を課題とする王政によって意識的に行なわれたのである。

しかし、白色革命後の王政にとって近代化は民主化を意味しなかった。資本主義的な経済発展と国家的統合は国王の独裁的な権限の強化と一体であった。国民国家の確立も君主制を前提としていたため、農民の国民意識を官製のナショナリズムへと昇華させる必要性があった。国定の各教科の教科書は最初のページを国王とその家族の写真で飾り、歴史の教科書には王政によって安定し繁栄した歴史が記述された。王権の正統性に国民的合意を得るために人口の60%を占める農村の住民のアイデンティティを王政によって統治される世俗の国家に向ける操作がなされたのである。

この操作は成功したといえない。というのも、1970年代に入って国王主導の近代化と工業化が石油収入を財源として急速に進められたために、農村の激しい分解と下層の窮乏化を引き起こしたからである。村は安定した社会としての発展を阻害された。しかしながら、白色革命が農民意識に変革をもたらし、中央による農村を含む国家的統合の一段階をなしたことは否定できないであろう。

## 第4節 開発独裁の時代における中央と農村の関係

### 1. 開発独裁と地域農業の再編

#### (1) 開発独裁のプロセス

白色革命に始まる1960年代は、近代化と工業化のための社会的基盤の形成期であり、国民的な統合に向かった時代であったといってよい。ただ、政治の民主化が進まず王政によって中央集権体制がとられたために、地方の自治はあくまで制限付きであり、官僚機構による垂直的な管理と統制という点では前時代を継承していた。白色革命が大衆の下からの革命ではなく「国王のための革命」であったことから、国民が近代化にヘゲモニーを握ることはなかったのである。

白色革命があくまで王政の基盤を確立するための王による「革命」であったことから、王政が安定化すると民主的要素を凝らした当初の改革の理念は大幅に修正されることになった。先に、王権はその基盤を地主から資本家や都市中産層にシフトさせたと述べたが、官僚組織と軍を体制の維持機構として強化した1960年代末になると独裁化を強め、多様な社会層の利害関係から自立して政策決定に強いイニシアティブを発揮し始めた。この時代、経済開発を進める途上国が多くみられた開発独裁はイランをも特徴づけるものであった。ただイランの場合には石油収入が独裁の財政的基礎をなした。とくにオイルショック以降、国王が実質的な管理権をもつ莫大な石油収入が財政収入の70%以上を占めるに至り、国王はこの配分権を握ることで政策決定に独裁性を強めた。工業部門でみると、固定資本投資の6割を国家投資が占め、輸入代替工業と石油関連工業を軸とした工業化戦略が国家主導で推進され、国王に選び出された一部の資本家が金融や貿易の面での徹底した保護を受けて投資機会を拡大して成長した。

独裁体制による経済開発は工業化を優先し、生産力主義を開発のイデオロ

ギーとした。1973年に国王は、20世紀末までにイランは世界の工業国の5本の指に入るであろう、と豪語したことからも窺えるように、民主主義的な合意のプロセスを排して強引な開発を進めた。このため、農業部門に対しては工業化に適応する構造的改革が求められ、農地改革の理念は急速に後退することになった。前節との関連でいえば、小農の育成と企業的な農場経営の形成という二つの政策が同時的に進められた農地改革期の農政の基調のうち、前者はこれが放棄され、小農切捨て政策が具体化されはじめたのである。

## (2) 農業再編の課題

開発主義のもとで農業部門に求められた課題は次の2点に集約される。一つは、急速に進んだ都市化と所得の増加に伴う農産物需要の増大、また工業原料としての工芸作物への需要の増大に対応して農産物の供給力を確保することである。1960年代でみると、農業生産の実質成長率は年平均で3%を割っていたが、食料の需要は年率9%増加していた。このため生産力の発展が期待されたのである。また食費の生活費に占める割合では1970年代初めに40%に及んでいた。経済開発と都市化によって労働者の数は急速に増加していたが、労働者の賃金水準を抑えて工業部門の利潤率を高めるために農産物価格を抑制して低廉な食糧を供給することが政策的に求められていた。工業原料についても同様である。つまり、農産物価格を抑えながら生産力を高めるという全く矛盾した課題が農業部門に課せられたのである。また一つは、都市や地域の拡大する非農部門において労働力を充足するという問題である。経済開発によって生じる労働力不足を人口の6割を占めた農村人口の大量移動によって解消することが求められた。

この二つの課題を解決するためにとられた政策は小農の切捨てである。農産物価格でみると、小麦などの食料作物や砂糖だいこんなどの工業原料となる作物の価格は国が毎年設定したが、この価格は零細な農家の所得を保障する水準にはるかに及ばなかった。1974年のマルヴァダント地方の小麦と大麦それに綿花を生産するある村の事例でみると、4ヘクタールを経営する農家の

農業所得は5万リアルであった。これは都市の労働者の賃金の4割前後にすぎない数字である<sup>(60)</sup>。この格差は農村から都市への人口移動を促し、都市における雇用の増大はこれを加速させた。これは途上国一般にみられる現象でありイランに限ったことではない。ただ、イランでは、以上の二つの課題を国家主導による構造政策として推進したところに特徴がある。1965年、経済高等会議で国王は、農地改革後の農業再編に関して、食料自給体制を維持するためには生産性を高める努力が必要であり、このためには経営を非経済的小単位に分割されるべきではなく適正な経営の設立が必要であると述べている<sup>(61)</sup>。農地改革は一方で地主や村の上層などによる企業的な農業経営の道を開いたが、他方で零細でかつ耕作規制に縛られた生産性の低い家族経営を生み出した。この零細な家族経営の適正規模化が主張されたのである。

### (3) 大農場編成の法制化

しかし、この構造改革は農民経営の規模を拡大する政策として進められたわけではなかった。むしろ農民経営はこれを解体し企業的経営の大規模農場を設立する政策として推進されたのである。伝統的な農法から脱却できず共同労働と耕作規制を残した小農民の経営を生産性の高いインセンティブのある農場経営に衣替えし、同時に大量の余剰労働力を創出しようという極めてラディカルな政策として展開した。具体的には、国家が強制力をもって農民の土地を村を単位に囲い込み、資本が欠如した零細な農民経営の解体のうえに、国および内外の民間資本が経営する農場が設立されたのである。この政策は農地改革が継続していた1960年代末に開始されるが、関連する法律を列記すると次のようである。

- (1) 農業公社設立法（1968年）。
- (2) ダム下流域の農地開発のための企業設立法（1968年）。
- (3) 生産協同組合法（1975年）。
- (4) 農業の核の発展法（1975年）。

いずれも大規模農場設立のプログラムを提示した法律である。個々の法律に

若干の説明を加えると、まず、農業公社設立法は、政府が設定した地域に公社の本部を設置し、地域の村の農地を囲い込み、これに未利用の状態にある私有地と国有地を加えて国営の農場を設立するというものである(第2条、第3条)。農場の運営と管理責任には政府から派遣された技術者が当たり、これを本部の総監督者が統括する。このため、農場に編成される村の農民は用益権を失うことになるが、代わりに、株(サフム)が与えられ農場の収益の一部に配当を得る権利をもった。当初、ダムや深井戸の開発による受益地が選定され、農場は水利開発に伴う地域開発プロジェクトとして設立され、1976年の時点をとると、農場の数が89、面積にして40万ヘクタールが完成していたが、78年までに農場数を140に増やす予定となっていた<sup>(62)</sup>。

1968年の企業設立法は、フーゼスター、アゼルバイジャン、ギーラーンにおける水利開発と関連し、開発地域に農事会社や国による大規模な農場の設立を企図したものである。フーゼスター地方の場合、開発予定地は100万ヘクタールに及び、70年代半ばにはこのうち、デズ川の水利開発に関連したおよそ20万ヘクタール分の開発が完了していた。国はこの地域の農民から土地を買収しこれに国有地を加えて開発地を設定し、イランおよび外国の農事会社に5000～2万ヘクタール規模で土地を分譲した。また、これとは別に1万ヘクタール規模の国営の砂糖キビ農場が設立された<sup>(63)</sup>。この法律に基づく農場化によってフーゼスターの開発地域では70以上の村が消滅した。大規模機械化農業が展開したことで、村の農民はその一部が農業労働者として雇用されたが、多数は失業し雇用を求めて域外に流出した。

生産協同組合法は、平均で六つの村を統合し農民の参加する農場化を目指したものである<sup>(64)</sup>。協同組合によって販売、購入、農業機械の利用の協同化が図られた点にこの農場の特徴があるが、生産もまた協同化され、実態は農業公社と同様に政府から派遣された農業技師が運営、管理する集団農場としての性格を強くもっていた。ここでも経営の合理化による生産性の上昇が求められ、政府の強い指導性が發揮された。

農業の核の発展法も同じ文脈で意図された法律である。適用を受けるのは

ダムや深井戸から灌漑用水の供給を受ける農業地帯であり、農場化を推進するため小農民の村の土地は政府に売却することが義務づけられた。この法により、アゼルバイジャン、ファーレス、クルディスタン、ロレスタンなどの20の地域で400以上の大規模農場の設立が農林省によって認可された<sup>(65)</sup>。ただ、実施に移される前に革命が起こったため具体化はされなかつた。

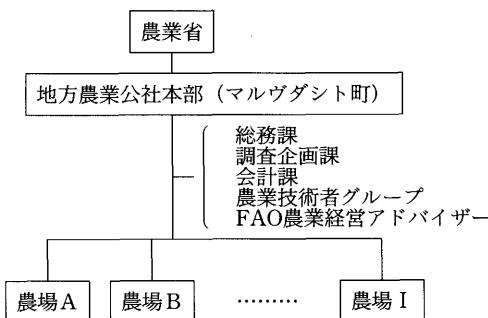
以上のように、これら四つの法律はいずれも小農経営を解体して大規模な農場に編成することを目的としていた。開発独裁の時代に入って農業部門の合理化が徹底して図られはじめたのである。農地改革で創出された小農はすでに保護の対象ではなくなり、1976年になると農業大臣によって開発地域だけでなくすべての農村に対して一切の財政的支援の打切りが提案された<sup>(66)</sup>。小農民切捨て政策はより明確化し、土地所有者となつたばかりの農民は再び土地を失い、自治を復活させた村は解体の危機に立ち至ることになった。

これらの法の適用を受けて囲い込まれた村の数は、1968年から8年間に全国で1200余りに達した。面積は農地全体の3%，灌漑農地の8%に相当する。優等地が多く選ばれたから、生産額でみるとシェアはさらに高くなると想定される。1970年代はこれらの法律が成立してから間もなく過渡期に当たり、将来さらに多くの村が囲い込まれ農場化がする予定になっていた。しかし、この再編政策も1979年に革命が起こったことで終止符が打たれた。革命政権は農業政策を小農育成の方向に再び転換したため、結果として小農村落は消滅することはなかった。

## 2. マルヴァダシトの農業公社

マルヴァダシト地方でみると、ここでは農業公社(図6)による農場化が推進された<sup>(67)</sup>。純農業地帯であった谷平野は地域開発の一拠点とされ、1960年代末から肥料工場、製粉工場、畜産物加工工場などの国営工場の建設が始まっていた。農場化はこの地域開発の一環として位置づけられたのである。農業

図6 マルヴァダシト地域農業公社の組織図



(出所) 実態調査による。

公社方式による地域農業再編の青写真が作成されると、マルヴァダシト町の北にある村に地域本部が設置され、この管轄下にダム用水の受益地を中心に9の農場が設立された。1977年時点ではさらに二つの農場が建設の途上にあった。9農場の総農地面積は15万8000ヘクタール、ここに吸収された村の数は50に及んだ<sup>(68)</sup>。マルヴァダシト地方では村のほぼ8割が農地改革の第2段階の対象となり、地主の多くが先に示した三つの選択肢のうち分益比による土地の分割を選んだため、地域の農地全体の6割以上を企業的経営に転換した旧地主やその借地人の農場が占めていた。しかし、この農場は農業公社に組み入れられなかった。図3は、農地改革が終了した後の1974年時点におけるラームジェルド地区の一部の農地を、村の農民の農地と企業的経営農地のモザイクの状態を示したものだが、このうちの村の農地部分の全体が農業公社のラームジェルド農場に相当する。

組織と運営をみると、地域本部は農場の経営に生産計画、予算、会計、農業技術などの面で指導、統括を行なうセンターとして機能した。本部には総監督者（サルパラスト）が、また各農場には責任者（モディールアーメル）が中央から派遣され、この指導のもとにやはり政府派遣の技術者（テクニシャン）が農作業の指導や会計を担当した。各農場のモディールアーメルは定期的に本部に集合して報告を行ない、中央の指令が本部を経由して伝達された。つ

まり農場経営に関する決定は中央の指導のもとで総監督者であるサルパラストが行ない、モディールアーメルはこの指導にしたがって農場の実際の運営を行なった。中央による垂直的な管理、指導を官僚機構を通して農場経営に具体化させるという中央集権システムが機能したのである。

一方、農場に雇用される労働者は農場に統合された村の住民で構成され、常勤と臨時に分けられた。常勤労働者は、事務所の雑役人、倉庫番などの単純労働者とトラクター運転手などの熟練労働者からなり、臨時労働者は作物別に契約を結び収穫物の販売後に収益の中から一定比率で支払いを受ける契約労働者である。この労働者の編成は、農地改革後に登場した企業的経営の農場と類似している。企業的経営では契約労働をもっぱら周辺の耕作権農民に依存していたのに対し、農業公社では農場に土地を譲渡した株持ちの農業労働者（旧農民）からなっていた。

農場への再編で地域の農業就業者数は大幅に減少した。機械化による大規模化と労働力の合理的な編成によって省力化され、各農場の常勤または契約による労働者の数はそれまでの30%前後に減少した。農業に就業機会を得られない農民が過半数を占め、彼らの一部はマルヴァダシト地方の地域開発プロジェクトに吸収されたが、域外にも多数が移動した。1973年に調査したボレノウ村の場合、78年に再度訪れたときには多くの住民が離村し、村の集落は移住地の決まらない住人が残留して廃墟との様相を示し、地縁社会としての機能を停止しコミュニティーは解体していた。

### 3. 中央による農村管理と水管理

以上から分かるように、農業公社は中央が管理する国営農場としての性格をもっていた。このため、村が解体して農場化したところでは、国が役人である農業技術者を介して農業の経営に至るまでの管理を行なうことになった。農地改革期には、村社会に一応の自治が存在し、行政は村長をチャンネルとして村社会を把握していたが、村の内部に立ち入ることは基本的にはなかつ

たといってよい。これに対して、農業公社化は村の解体と官僚機構による農業部門の全面的把握を意味し、農村は地域社会としての実態を喪失したのである。そして、地域社会から放出された農民は経済開発に基づく労働力配分の合理主義によって労働力市場に送出された。つまり、農業公社化は、中央が農業部門を全面的に管理可能な組織へと再編して合理的な資源配分を追求する開発独裁のイデオロギーを反映するものであった。

こうした徹底した政策を実施した背景には、国王の独裁化という政治体制の問題に加えて農業用水に対する国家管理があったといってよい。独裁化は巨額な石油収入に対して国王が配分権をもつことで強められたが、この資金による水利開発は農民の土地に対する国の請求権を強めた。国家事業としての水利開発は農民の利用する農業用水に対する国家の権限を著しく強め、このため行政は農業再編政策に基づく土地収用に際して社会的合意を求める必要がなかった。これに対し農民は抵抗力を全く持ちえなかつたのである。もっとも、法的には農民の意思が尊重されている。農場の設立に際し、まず村会での農民の合意のもとに農業省に照会と請願書類の提出が必要とされ、これを受けて農業省のスタッフによる説明会が開かれ、農民の可否の投票を手続きとすることが定められている。しかし、実際には中央で青写真が描かれ設立地区が決定された。ある農民の言によると、「ある日突然に、農民は自分たちの土地を農業公社に提供するように通告された」のである。

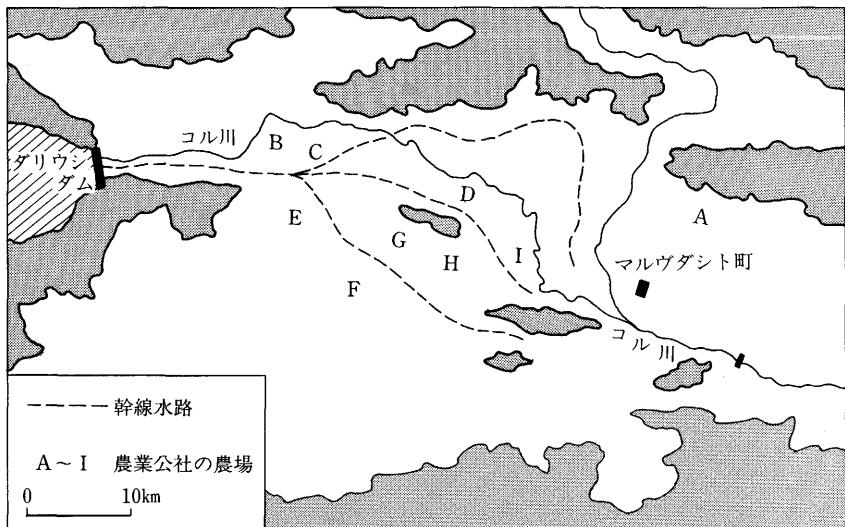
それでは、国家の水支配はどのようなプロセスをたどったのか。これには国土の圧倒的部分を乾燥地と半乾燥地が占めるイランの自然条件を考慮しなければならない。農業の生産性は水集約度と強い相関性があり、とくに乾燥地では灌漑用水が供給されなければ農業そのものが成り立たず土地は価値をもたない。したがって、ダムと深井戸の建設による国家による水利開発は農民の土地に対する国家の請求権を著しく強いものとした。

マルヴァダシト地方の事例(図7)でみると、この地方は伝統的に農業用水を河川、地下水、湧水に依存する灌漑水利のいわばコンプレックス地帯である。山裾の村ではガナートと湧水が利用され、コル川流域の村では主として堰か

らの分水によって農業用水が供給された。ダムが建設される以前にコル川の谷平野への入り口にあった堰（ラームジェルド堰）から分水される農業用水の場合、総用水量は総計840サフム（持ち分）からなった。地主制の時代には地主が持ち分に相応する水利権をもっていた<sup>(69)</sup>。1サフムは農民2人が耕作する耕地を灌漑する水量に相応し、水利権をもつ地主は持ち分に応じた数の農民を抱えて経営を行なったのである。堰と分水路の管理は灌漑局が担当したが維持は水利権者によって負担された。ラームジェルド堰は19世紀末に修復され、その後、受益地である村は地方の役人によって統治され、村に対する中央の支配権は水支配を通して直接的であった。しかし、土地に対する私有権が設定された立憲革命以降、水利権もまた確立された権利として個人に帰属するものとなった。つまり、河川灌漑においても國家の権利は強いものではなく、農地改革以降は農民もまた水利権者になった。

しかし、ダムの完成以降、この水利権をめぐる権利関係に変化がみられた。

図7 マルウダシトの谷平野における水利開発と農業公社農場



(出所) マルウダシト農業公社の資料を用いて筆者作成。

ダムは開発資金が投入された国の施設であり、水路網もまた同様である。灌漑が農業生産の条件をなす乾燥地では灌漑用水に権利をもつものが強い請求権を主張できたが、國家が農業用水に対する権限を強めたことで、農業生産者に対する国家の立場も強化された。水管管理は中央集権化を進める国家によって追求されたのである。水利施設に対する国家の統制は1943年に水利施設整備の目的で法制化され、67年の「水国有化法」によってあらゆる水資源は国有とされ、河川、小川の水、また地下水など自然の水の流れは国所有するところとなった。しかし、この法律自体は水利事業の促進を図るための条件作りという性格をもち、水利権の変更を伴うものではなかったといってよい。水利施設の受益者の権限が大きく侵食されることはないかった。コル川の水を利用するものは水代を灌漑局に支払ったが、その額は水利権者のコスト負担以上のものではなかった。

しかし、1971年に谷平野の入口にダムが完成し、あらたに4万3000ヘクタールが灌漑耕地として加わり、7万6000ヘクタールが受益地となるに及んで権利関係は一変した<sup>(70)</sup>。農業用水の供給が安定しさらに水量の増加で水集約的農業の可能性が生まれると、水利権は農民から切り離されて国家に引き上げられたのである。農業用水の利用が水利権の根拠であった時代から農民が灌漑用水を国から購入する形態へと変化した。村の農民は1974年に小麦耕地で1ヘクタール当たり600リアル(2500円)、大麦耕地で400リアルを支払っていた。小麦は栽培期間に3回、大麦は2回灌漑したから、1回の灌漑分として200リアルが支払われた計算になる。水代は水量で計られ国家に支払われたのである。ダムから放水されたコル川の水を利用する場合も同様である。水稻栽培を行なう下流域のキャミジュン村では、1ヘクタール当たり毎秒3リットルの水を必要とし、ここでは水代は流量で支払われた。いずれにせよ、農業用水の被配分権が水利権としての権利であった時代から、国が独占する水を利用者が必要に応じて購入するという形態に変化したのである。慣行的水利権は消滅し、農業用水はその所有者たる国家によって供給された。

農業公社化による村の土地に対する囲い込みはこうした農業用水の国家支

配を契機にして実施された。これは企業設立法などの先に述べた法律の対象となった地方においても同様である。国による地域農業の再編は中央と農村のこうした水の権利関係の変化を前提に進められ、ここに中央と農村との関係に現代における「水利社会」の特徴を認めることができる。

以上に示したように、農村再編は1960年代末に始まり、水利事業への投資が増加し開発独裁の体制が強化される過程で全国に拡大された。ただ、この開発計画による農場化のプランも1970年代にはまだ灌漑農地の8%で実現したにすぎず、多くの地方では村はまだ健在であった。1979年に革命が起きると、革命政権は農業再編計画を凍結し小農育成政策へと政策を一転させた。革命の混乱時には、農民による農場の占拠や再分割が各地で頻発し、マルヴァダシト地方でも、農業公社の農場は農民によって再分割された。開発独裁による農村再編政策は革命によって振り戻しの時代を迎えることになる。

### 結びにかえて

以上、農業社会に視点を据えながら中央・地方関係の変遷をたどってきたが、ここでは農民の国民意識の覚醒と国民市場の形成に伴う国民国家の成立という観点からイランにおける中央・地方関係を整理要約することで結びにかえることとする。

国民国家の成立の時期がいつかという問題は、概念の問題を含めて議論のあるところである。一般には1906年の立憲革命におくのがイラン近代史上の認識であるといってよい。しかし、農民の解放という側面からみると、本論でも述べたように立憲革命は積極的な歴史的意義をもたなかつた。領主や下賜地保有者などの旧支配層の土地権利は革命によって剝奪されたわけではなくむしろ反対に明確化された。農民の側からみると何の変化も認められなかつたのである。ただ、19世紀後半以降の商業的農業の展開によって旧土地権力が徐々に地主経営者化し、また都市のエリートの土地投資が進んだこと

で、イラン全体に地主的所有と地主経営が展開しあげていた。この変化は農村にとっては村落共同体の破壊と飯場化、そして自立性喪失と窮屈化の過程であった。

自立性という側面でいえば、レザーシャーの時代までは地方の中央に対する自立性が維持されていたといってよい。オアシスの灌漑水利は地方的に管理が可能なガナートや中小河川や湧水などからなっており、中央が水利の管理を通して地方を直接的に把握するという中央・地方関係は生じ難い。この水利の地方的性格が地方に自立性の強い社会が育まれてきた要因の一つをなした。ただ、この自立性も都市に限定された。イランでは地方は都市によって象徴され、農村はあくまでその付属物として扱われがちである。したがって、地方の自立性も農村を従属化し農業余剰を基礎として成立した都市のそれである。都市が農村を支配した根拠として、一つには部族エリートなど都市権力層のもつ暴力装置に求めることができるが、ガナートの所有者や河川の水利権の保有者が土地を所有する都市の有力層からなり、都市が水を支配してきたことも無視できない。

いずれにせよ、地方における都市と農村のこうした関係は立憲革命後も継続し、商業的農業の展開過程で修正されることはなかった。むしろ、地主層を中心集権の地方統治と農業余剰の集積のシステムに編成したレザーシャーの時代には、国家の暴力装置によって地主の農民支配が保障された。近代化は農村を踏みつけ支配することを前提としていたのであり、近代的諸制度の導入や資本主義的な経済発展によって中央による地方の統一的編成が進んだものの、農村には農民的な蓄積が生じる余地はなく分業も発達しなかったのである。また、農民が国家と地主によって抑圧されていたために農民の中に国民意識が生まれることもなかった。農村を含めた国民市場の発展が抑制され、政治的民主化も進まず、農民は国民意識とは無縁の場に置かれ、文字どおりの国民国家が成立するまでにはかなりの時間の経過を必要とした。国民国家としての発展をゆがめ遅らせた原因是、民族や部族の問題とともに近代イランの抱えた都市と農村の構造にあったといってよいのである。

したがって、農地改革を柱とした白色革命は国民国家の確立に歴史的エポックをなしたといってよい。国民的統合と統一的市場の形成を制約していた地主制を廃止することで農民の国民意識は醸成され、農村市場の発展は国民市場の発展につながった。国民意識が都市住民の占有物であった時代は終り、行政と市場の両面で統一化されたのである。

ただ、こうした政治および経済的変動は戦後の経済発展の過程で社会的に準備されてきたものである。エジプトやイラクのように王政が廃止されいたらイランはより健全な形の国民国家へと向かっていたかもしれない。しかし現実には王政は継続し、莫大な石油収入が王権によって独占され独裁化の道をたどることになる。これは行政的には、開発を契機に官僚機構による中央から地方に放射される支配と管理の体系が整えられ、地方が自立性を喪失する過程であった。とくに農村では多くの村が農場に編成されて破壊された。中央・地方関係のこうした変動は当然に地方からの抵抗に出会うことになり、イラン革命はこの時代に都市のみでなく地方においても準備されていたといつてよい。

[注] —————

- (1) 筆者は、1972/73年と1974/75年に大野盛雄氏を団長とするイランの農村調査「イラン農村の人文地理学的研究」に参加し、ファールス州マルヴダシト地方の二つの村の調査を実施した。また、1977/78年にも同地方の調査を継続して行なった。第4節に関わる農業公社の調査は原隆一氏と共同で行なった。この調査の筆者の報告は「イラン乾燥地農業と水」(『東京大学東洋文化研究所紀要』第70冊, 1977年), 「イランの土地改革と農業社会の変容」(『東京大学東洋文化研究所紀要』第77冊, 1979年)にまとめられている。
- (2) E. Abrahamian, *Iran between Two Revolutions*, Princeton: Princeton University Press, 1982, p. 11.
- (3) Farsname-ye Naaseri (translated by H. Busse, "History of Persia under Qajar Rule", 1972, p. 336).
- (4) Proceeding of Royal Geographical Society, p. 90.
- (5) Abrahamian, *Iran between…*, pp. 9-49.
- (6) タブリーズの行政組織については、ナーデル・ミルザーによる地方史『タブ

- リーズの歴史と地理』を紹介し分析した水田正史の論文「19世紀タブリーズの都市行政官についての覚え書き」(『日本中東学会年報JAMES』No. 4-1, 1989年) 119~140ページを参照。
- (7) 近藤信彰「19世紀シーラーズの名家と地方社会」(『歴史学研究』第685号, 1996年) 13~24ページ
  - (8) ガルダーネ (Gardane) は1807年の人口を900万人以下に、マルコム (Malcolm) は600万人と推定し、ラムトンは1868年の人口を950万~1000万人と推定している。
  - (9) N. Keddie, "Stratification, Social Control and Capitalism in Iranian Village," in R. Antoun, ed., *Rural Politics and Social Change in the Middle East*, London: Indiana University Press, 1972, pp. 364-366.
  - (10) Lambton, *Qajar Persia*, London: I. B. Tauris & Co. Ltd., 1987, p. 96.
  - (11) B. Turner, *Capitalism and Class in the Middle East*, London, New Jersey: Humanities Press, 1984, p. 166.
  - (12) Lambton, *Qajar*..., p. 61.
  - (13) ibid., pp. 60-61.
  - (14) ibid., pp. 140-163.
  - (15) 後藤晃「19世紀イランにおける貿易の展開と社会経済構造の変容Ⅰ」(『東京大学東洋文化研究所紀要』第107冊, 1988年) を参照
  - (16) C. Issawi, *The Economic History of Iran 1800-1914*, Chicago: The University of Chicago Press, 1971, p. 239.
  - (17) 岡崎正孝「カージャール朝下におけるケシ栽培と1870-71年大飢饉」(『西南アジア研究』No.31, 1989年) 50ページ。
  - (18) Issawi, *The Economic History*..., pp. 227-231.
  - (19) A. Lambton, *Landlord and Peasant in Persia*, London: Oxford University Press, 1953.引用は、A・ラムトン(岡崎正孝訳)『ペルシアの地主と農民』岩波書店, 1976年, 188~192ページ。
  - (20) I. Safa'i, *Namayandegan-e Majles*, Tehran, 1964, p. 177.
  - (21) A. Banani, *The Modernization of Iran 1921-1941*, Stanford: Stanford University Press, 1961, p. 114.
  - (22) ibid., p. 114.
  - (23) ヘイルアーバード村の地主については大野盛雄『イラン農民25年のドラマ』日本放送出版会, 1990年, 129ページに詳しい。
  - (24) ラムトン『ペルシアの地主…』188~192ページ。
  - (25) 後藤晃「西アジアの農業制度と割替え慣行」(『商経論叢』第30巻第4号, 1995年) 102~115ページ参照。
  - (26) M・ラビザーデ「20世紀30年代のイラン工業における資本主義的企業の発展」

- アジア経済研究所, 所内資料No. 49-21, 1975年, 19~32ページ。
- (27) 同上資料, 60~80ページ。
  - (28) Abrahamian, *Iran between…*, p. 149.
  - (29) 東亜研究所『対イラン貿易の手引き』1941年, 145~149ページ。
  - (30) 同上書, 148ページ。
  - (31) ガナートは地下水を地下水路によって地上に導く灌漑施設。母井戸は通常, 良質で豊富な地下水が流下する山裾近くに据えられ, 深さは10メートル前後のものが多い。これを10000分の2程度の緩傾斜で掘られた地下水路で導水する。地下水路の長さは短いもので1, 2キロメートル, 長いものでは30キロメートルに及ぶ。
  - (32) 大野『イラン農民25年…』129ページ。
  - (33) Bharier, *Economic Development in Iran, 1900-1970*, London: Oxford University Press, 1971, p. 32.
  - (34) ラムトンは, 土地所有の形態から地主をオムデマーレキとホルデマーレキに分けている。オムデマーレキは村の土地をまるごと所有する地主を, ホルデマーレキは複数で所有する地主を表す名称であるが, 後者の場合, 土地を分割して所有する例は比較的少なく, 土地を持ち分で共有するのが一般であった。このため, 経営は村が単位となり, 共有する地主のうちの一人, また第三者の借地人が經營に従事した。ラムトン『ペルシアの地主…』270ページ, 後藤「イランの土地改革と…」を参照。
  - (35) 後藤「西アジアの農業制度…」を参照。
  - (36) 岡崎正孝「イランの農村」(『アジア経済』第5巻第2号, 1964年2月)93~94ページ。
  - (37) 大野盛雄『ペルシアの農村』東京大学出版会, 1971年, 321ページ。
  - (38) 一部の地方では農民は占有権を有しているが, 一般には土地保有の保証を有せず, 地主の恣意で追い立てられる。20世紀に農村の人口圧力が高くなるにしたがって権利は脆弱化し, 分益による農民の取り分は実質的に低下傾向を示した。
  - (39) 1935年に「村長に関する法律」が成立した。この法によって村長は地主の代理人となり, 政府が地主に委ねる法律および条例の施行義務を負うことになった(ラムトン『ペルシアの地主…』195ページ)。
  - (40) ナサク(nasaq)は地主経営に農民として雇用され, 労働に対して収穫に一定の率で取り分を得る権利。農民は通常, 犁耕に使役する雄牛をもち, 取り分には自らの労働とともに雄牛提供分も含まれる。したがって小作権とは異なる。ナサクは相続されるが, 口頭契約であり脆弱な権利である。
  - (41) 1930年の総人口は1259万人, 都市人口比は21%, 都市人口は264万人と推定されている(Bharier, *Economic Development…*, pp. 22-27)。また, 1966年セ

- ンサスによる総人口は2707万人、都市人口は1056万人である。
- (42) Bank Markazi Iran, *Annual Report and Balance Sheet*, 1969, p. 36.
- (43) Bharier, *Economic Development*…, p. 134.
- (44) M.R. Pahlavi, *The White Revolution*, [n.p.], 1967, pp. 1-3.
- (45) 国王による農地改革の契機をケネディー政権の外圧に求める見解がある(G. Lenczowski ed., *Iran under the Pahlavi*, Stanford, Hoover Institution Press, 1978)。冷戦構造の中でアメリカの中東政策にとってイランの政治的安定が不可欠であり、農地改革の実施を援助と引換えにイランに求めた。しかし、政治的危機を切り抜けるには農地改革は王政にとって条件となっていたのであり、外圧を過大に評価することはできない。
- (46) 白色革命の諸政策については、M.R. Pahlavi, *The White Revolution*, Tehran, 1967/G. Lenczowski, *Iran under the Pahlavi*, Stanford, 1978/D. Denman, *The King's Vista*, London: Geographical Publications Limited, 1973/K.A. Lambton, *Persian Land Reform 1962-66*, London: Oxford University Press, 1969を参照。
- (47) イランでは、一つの村の土地を6ダーングで表すことがある。例えば、村の土地の3分の1を所有するとき、2ダーング所有となる。地主が複数の村に合計6ダーング以上の土地を所有する場合、農地改革の第1段階では6ダーングを超える部分についてこれを農民に売却することが規定された。
- (48) E. Hooglund, *Land and Revolution in Iran 1960-1980*, Austin: University of Texas Press, 1982, pp. 55-57.
- (49) バディ「現代イランの農業関係」(『ユーラシア』季刊7, 新時代社, 1972年) 47~57ページ/ラムトン『ペルシアの地主…』308~330ページ。
- (50) S. Okazaki, *The Development of Large-Scale Farming in Iran: The Case of the Province of Gorgan*, Tokyo: The Institute of Asian Economic Affairs 1968 (I.A.E.A. Occasional Papers Series No.3) 参照。
- (51) ラムトン『ペルシアの地主…』269ページ。
- (52) J・アーレ=アフマド(山田稔訳)『地の呪い』アジア経済研究所, 1981年, 57ページ。
- (53) 1973/74年, 1975/76年の実態調査による。
- (54) 例外としてギーラーン地方があげられる。ここでは地主制の時代に農村町や定期市の発達がみられた。その理由は定期借地の形態が一般的である土地制度に求められる。地主は単なる地代の取得者であり、農民は小商品生産者として自ら農産物を商品化していた。このため、地主経営の地方と比べて市場活動はより活発であった。
- (55) 田中紀彦「イランにおけるむらと町を結ぶ交通の農村的形態」(『東京大学東洋文化研究所紀要』第70冊, 1977年) 22ページ。

- (56) 同上論文, 24ページ。
- (57) 後藤「イランの土地改革と…」14~33ページ。
- (58) 村長（キャドホダー）は、農地改革後は土地所有農民の選挙によって選ばれたが、地主制時代の村長が継続することが多かった。この場合、政府に賦与された権限を發揮し役職を自らの利害と結ぶ傾向がみられた。しかし、より民主化した村では村長は村の代表という性格をもった。ポレノウ村では、村長は抽選で選ばれ特別な権限をもってはいなかった。
- (59) 村会（アンジョマネデヘ）の設立法は1952年に成立したが、実際に運用されるのは農地改革以降である。
- (60) 1974年のマルヴダシト地方、ポレノウ村の実態調査による。
- (61) Denman, *The King's...*, p. 210.
- (62) 協同組合『協同組合省活動報告』〔ペルシア語〕1976, pp. 35-37.
- (63) F. Bagley, "A Bright Future after Oil: Dam and Agro-Industry in Khuzestan," *The Middle East Journal*, Vol. 30, 1976, pp. 25-35.
- (64) A. Najmabadi, *Land Reform and Social Change in Iran*, Solt Lake City: University of Utah Press, 1987, pp. 190-191.
- (65) J. Amuzegar, *Iran: An Economic Profile*, Washington, D.C.: The Middle East Institute, 1977, pp. 40-42.
- (66) Ibid., p. 42.
- (67) マルヴダシト地方の農業公社に関しては1978年に原隆一氏と共同で実施した調査に基づく。
- (68) イラン全国の平均でみると、農業公社の一つの農場の規模は村の数では9、耕地面積で3581ヘクタール、土地所有農民数で378人である。
- (69) 勝藤猛「イラン国ポレ・ノウ村の農地売買契約文書について」(『史林』第58巻第4号, 1975年) 143ページ。
- (70) *Iran Almanac*, Echo of Iran, 1972, p. 394.